

# アブー・スイネータ村醜聞

——一九世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——

加藤 博

はじめに

一 史料解題

二 事例1——イブラーヒーム・パドル訴訟——

三 事例2——アブドゥル・ワッハープ・ムスリム訴訟——

四 事例3——バダウィー・ベリーン訴訟——

五 村落有力者層の権力基盤

おわりに

はじめに

別の機会で詳説したように、<sup>(1)</sup>一九世紀中葉エジプトにおいて一連の土地立法がなされたが、これはムハンマド・ア

アブー・スイネータ村醜聞

リー治世（一八〇五—四八年）下に展開されたいわゆる土地国有政策の破綻に対処すべくとられた、私的土地保有権の成文化による土地国有政策の一部修正措置であった。そして、一九世紀後半のエジプト農村社会には、直接的であれ間接的であれ、この立法措置を土地集積の契機として、急速な地主層の台頭がみられた。

こうして当時台頭してきた地主層の社会範疇はさまざまであったが、少々図式的ながらそれを大きく類別すれば、以下の二つに分けることができる。第一はザワート(dhawāt)と呼ばれたトルコ系支配階層であり、第二は後にアーン(aḥyān)と呼ばれるようになる村落有力者層である。この両者は、ともに地主層として利害関係を同じくすることも多かったが、同時に、土地集積契機、土地所有面積規模、土地経営基盤を異にしていたため、水の分配、作物の選択、収穫物の販売、さらには労働力の確保などにおいて対抗し合い、この両者の対立は時とともに顕在化していった。

つまり、トルコ系支配階層は、荒蕪地(アブアディーヤ地)を中心とした大規模な土地下賜を土地集積の主要契機に台頭し、その土地経営基盤も、従来の村落所屬耕地の周辺に存在し、通年灌漑体系の整備とともに可耕地となっていたかつての荒蕪地に展開された農場であった。そして、そこでの土地経営は、主として、周辺の村落から掻き集められイズバ(izba)と呼ばれた居住区に住まわせられた農業労働者の小作人によってなされた。

これに対して、村落有力者層は、私的土地保有権の強化という当時の法制史の流れを背景に、一般農民保有地(ハラージュ地)の個別的な土地集積を主要契機に台頭し、その土地経営基盤も、従来の村落所屬耕地であった。そして、そこでの土地経営は、共同体的耕作慣行を再編成した地主・小作関係の枠内でなされたのであった。

こうして、一九世紀後半以降、エジプト農村社会経済史は、ほとんど不在化していたトルコ系地主層と、村落に拠

点を置く村落有力者・土着地主層との間の依存対抗関係を軸に展開されていく。そして、この過程のなかで、エジプト農村社会構造は幾多の変容を蒙ったものと想像される。

以上、一九世紀エジプト農村社会経済史の流れを筆者なりに概観したが、そこでの諸論点、例えばムハンマド・アリーの土地国有政策、一九世紀中葉における土地立法、一九世紀後半における大土地所有の成立、トルコ系支配階層と村落有力者層との間の依存対抗関係などについては、多くはないものの、これまでにも研究が蓄積されてきている。<sup>(2)</sup>ところが、一九世紀後半以降におけるエジプト農村社会構造の変容過程の分析となると、とたんにその研究蓄積は微々たるものとなる。というのも、こうした分析のためには、しかるべき第一次史料に基づいて、そして土地集積の契機あるいは地主の社会範疇ごとに、地主・小作関係を中心としたきめ細かな土地経営についての実証的事例研究の積み重ねが必要であるが、この種の研究が現在までのところ皆無に近いからである。<sup>(3)</sup>とりわけ、このことは、その性格からして記述史料によっては捕捉し難い、村落内の個別的な土地集積を契機に台頭した村落有力者地主層のもので展開された土地経営についていえることである。

さて、本稿は、以上の学界事情に鑑み、上記研究空白をわずかなりとも埋めるため、エジプト国立公文書館所蔵の未刊行文書に依拠して、事例研究という形で、一九世紀中葉における村落有力者層の権力基盤の一端を明らかにすることを目的としている。ここで依拠する未刊行文書とは、ナイルデルタ・下エジプト地方の一村落の村長に対してなされた、村民財産の不法没収・詐欺に関する三件の訴訟についての財務省調査報告書であり、そこでは、一九世紀中葉エジプト村落社会における村長を中心とした人間関係が生き生きと描写されている。

以下、第一節において史料解題をした後、第二・三・四節において、錯綜した叙述を整理したうえで、上記三件の

訴訟内容を紹介する。そして、最後の第五節において、当該文書から窺うことができるエジプト村落の社会構造・権力構造・人間関係を抽出・分析するなかで、村落有力者層の権力基盤を明らかにしてみたい。なお、本稿の末尾において、本稿が依拠する文書のコピーを掲載する。そのため、以下の叙述において、文書当該箇所への指示は註によって示さず、適宜文中においてカッコをつけて指示することとする。例えば、「V5—VI 21」は、文書の第五葉五行目から第六葉二一行目までの文章を指示する。

1 とりわけ、拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第九一冊、昭和五七年一二月。

2 拙稿「一九世紀エジプト土地制度史研究——学界事情と史料紹介——」『一橋論叢』第八四巻第六号、一九八〇年のなかで指摘された参考文献を参照のこと。ここでは、近年刊行された次の三つの文献をあげるにとどめる。

① 'Ali Shalabi, *al-urf al-misri fi al-misf al-thani min al-garn al-tasi* ('ashar 1847—1891, Cairo, 1983.

② Afaf Lutfi al-Sayyid Marsot, *Egypt in the reign of Muhammad Ali*, Cambridge Univ. Press, 1984.

③ 'Ali Barakat, "harakat al-muqalaba bi-lard fi al-hawra al-'urabiya", in Markaz al-Dirasat al-Siyasiya wa al-Istratijiya ed, *misr bi-l-misriyyin: mi'a 'am 'ala al-hawra al-'urabiya*, Cairo, 1981.

3 以下の拙稿は、トルコ系支配階層の土地経営に関する、筆者なりの事例研究の試みであった。拙稿「カフル・シユブラフウール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立とイスバ農民——」『東洋文化研究所紀要』第八七冊、昭和五六年一二月。

一 史料解題

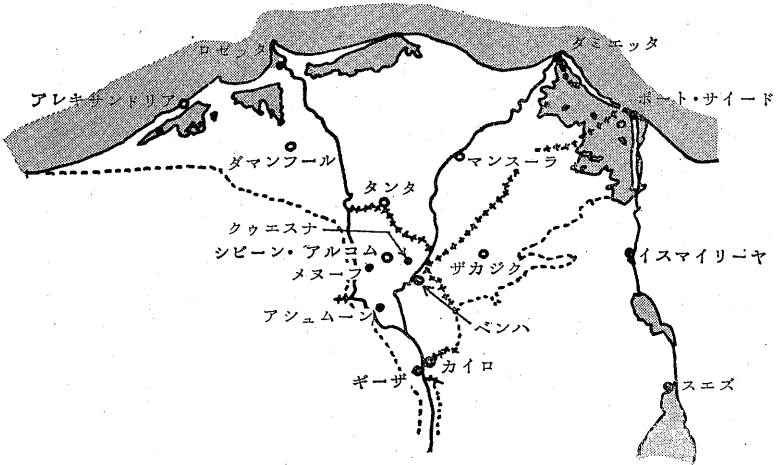
さて、本稿が依拠する史料は、現在、国立公文書館 (dar al-wathā'iq al-qawmiya) において、『エジプト総督内閣

官房トルコ語局文書』・カルトン番号五・文書番号三〇〇 (mahafız ma<sup>5</sup>ya sam<sup>5</sup>ya turki, mahfaza raqm 5, wathiqat raqm 300) として整理されている。立法委員会 (majlis al-ahkam) おび財務省 (al-mahya) 報告書である。この文書は、縦六五センチメートル、横二四センチメートル、それぞれが四五行から五六行を含む九葉からなっており、作成日付は明記されていないもの、その内容から判断して、イスラム暦一二七一年の前半(西暦一八五四年の後半)であろうと思われる。<sup>(1)</sup>

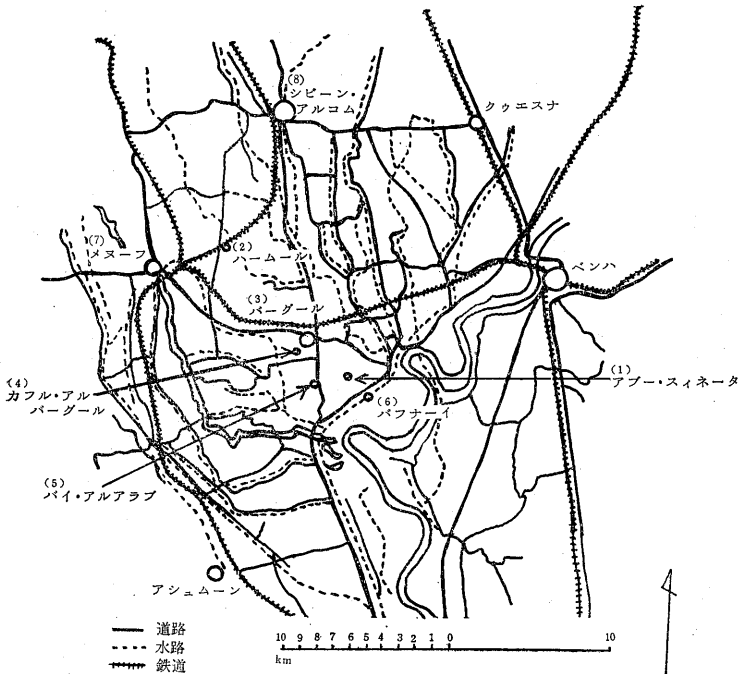
その内容は、ナイルデルタ・下エジプト地方、メヌーフイーヤ県、メヌーフ郡、アブー・スィネータ村の村長<sup>(2)</sup> (unda) ムハンマド・マンスールに対する、以下の三件の訴訟に関する財務省調査報告である。(一)村民イブラヒーム・バドル所有の土地・屋敷の不法没収に関する訴訟〔I 28—V 3〕。(二)故村民アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの遺産(土地・屋敷)の不法没収に関する訴訟〔V 4—41〕。(三)故村民ムハンマド・アッディーブの遺産(動産)の詐取に関する訴訟〔V 42—X 33〕。

ところで、以上三件の訴訟に関する調査報告は、それぞれ順次一三八行、三七行、二六四行とその長さに大きな違いがある。しかし、その叙述形式は同じである。まず最初に当該訴訟容疑の概要が述べられ、次いで被疑者、つまり村長<sup>(3)</sup> ムハンマド・マンスールによる容疑事実に対する弁明とそれに対する告訴者の反論とが続く。そして、以下両者の主張を論点ごとに、調査当局の書類証拠審査結果をまじえながら、しかるべく召喚・審問された証人たちの陳述を提示・検討して行くなかで、調査当局の判決提示へと至るのである。

このように、その叙述は、最終調査結果から遡行的に問題点を整理したうえで容疑調査過程を提示するという形式をとらず、調査の時間経過にほぼそった形で、召喚・審問された被疑者・告訴者・証人の陳述を順次提示・検討する



アブー・スィネータ村周辺地図



数字は166-67頁の表に記載されている村落・都市番号

なかで判決に至るといふ形式をとっている。そのため、その叙述は錯綜し、内容理解に手間どるものの、この報告書読解には、ちよつとした推理小説を読む趣がある。

と同時に、証言を重視するイスラム司法・裁判の伝統に基づくこの叙述形式が、当該報告書に対して、他の種類のエジプト農村社会研究史料にはない独特の史料的価値を付与している。つまり、証言の内容もさることながら、証言の真偽を判断するための重要な材料として、召喚された証人が当時村落社会内外でとり結んでいた血縁、姻戚、地縁、債権・債務、保護・従属関係が詳しく吟味されており、その結果、好意・敵意・恐れ・気兼ね・追従・揶揄など生ま生ましい感情でもって結ばれている人間関係のなかでエジプト村落の社会構造・権力構造が浮かび上がってくるのである。

ところで、当該調査報告書の冒頭で指摘されているように、アブー・スィネータ村・村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンスールに対しては、上記三件の訴訟のほか、すでにそれ以前に一七件に及ぶ告訴がなされ、そのうち一〇件については調査が完了し「13—5」、残り七件については、調査結果に不審な点があるため再調査が命じられている「16—27」。このように、ムハンマド・マンスールに対して、当該報告書から知ることができただけでも、二〇件もの告訴が短期間になされ、調査が実施されているのである。しかも、そこで告訴されているのは、ただ単にムハンマド・マンスール本人に対する容疑のみならず、彼の父に対する容疑もまたその対象となっているのである。

これは、ムハンマド・マンスールという人物が、その父が村の裁判官<sup>カディ</sup>であったことが示すように、アブー・スィネータ村の有力家系出身者であったこと、また、上記一連の告訴がなされた当時、彼自身が村長<sup>ウムダ</sup>として村落行政を握っていたこと、さらには、彼は姻戚関係によって地方行政にまでその影響力を行使しえた人物であったこと、以上を考

え合わせると、きわめて異例な事態といわざるをえない。そう、彼ムハンマド・マンズールはアブー・スィネータ村における権力闘争に敗れ、文字通り「敗け犬」となったのである。

つまり、当該報告書が作成された背景には、アブー・スィネータ村における村落有力者間の対立があった。具体的には、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンズールと、当該報告書の第二訴訟において告訴教唆人として、そして第三訴訟において告訴者本人として登場するバダウィー・ベリンとの間の対立である。もっとも、この対立が両者のただ単なる個人の対立・確執でないことは明らかである。当該報告書から知られるだけでも、調査時点において、両者の背後には、黒幕あるいは共謀者として、それぞれムハンマド・マンズールには姻族・県庁役人ムハンマド・ハリールが、バダウィー・ベリンには兄弟・村長老<sup>ンチャイフ</sup>(shaykh)ムハンマド・ベリンが控えている。

こうして、第三訴訟においてムハンマド・マンズールは、バダウィー・ベリンによる告訴が全くの濡れ衣であり、でっちあげであることを主張する根拠として、彼の背後に兄弟・村長老<sup>ンチャイフ</sup>ムハンマド・ベリンがいることを繰り返し主張する。これに対して、バダウィー・ベリンは、証拠の採み消し工作を阻止し、調査を続行させるための措置として、ムハンマド・マンズールに対する告訴と並んで、兄弟ムハンマド・ベリンを通して、ムハンマド・マンズールの姻族・県庁役人ムハンマド・ハリールを職権乱用の容疑で告訴した。その訴状のなかでムハンマド・ベリンは、はつきりと「ムハンマド・ハリールはその姻族ムハンマド・マンズールと示し合わせて自分を破滅させ、村落から放逐しようとしている」と述べている〔V5〕。

つまり、当該報告書が作成された背景にあるのは、村長<sup>ウムダ</sup>・村長老<sup>ンチャイフ</sup>という村役人職に就くことができる有力家系のムハンマド・マンズール一派とベリン兄弟一派との間の対立であった。この両派は敵意をむきだしにして、お互いを



中傷し合う。バダウィー・ベリーンがムハンマド・マンスールを「うそつき」と呼ぶ〔Ⅷ53〕のに対して、ムハンマド・マンスールはバダウィー・ベリーンを「うつけいもの」と罵倒する〔Ⅴ18〕。このように、両派はしばしば理屈を越えた感情的敵意をむきだしにしているが、我々は、こうした感情的表現による主張にでくわすたびに、その主張の事実関係とは別に、両派は所詮同じ穴の貉である、との印象を強く受ける。

この点において象徴的なのは当該報告書・第三訴訟の告訴過程である。つまり、この訴訟はムハンマド・マンスールに対する二〇年に亘る村民遺産の詐取容疑を扱っているが、その告訴者は被害者である遺産相続資格者自身ではなく、また、彼らが告訴者バダウィー・ベリーンに働きかけて告訴がなされたのでもない。それとは全く逆に、この告訴は、当該遺産相続資格者の意向とは無関係に、バダウィー・ベリーンによってなされたのであった。そもそも、遺産相続資格者たちは二〇年もの間遺産の存在について知らされておらず、その存在を初めて知ったのは、ムハンマド・マンスールに対する上記一連の告訴騒ぎの直接の原因であるムハンマド・マンスールと他の村落有力者、つまりベリーン兄弟との間の村内抗争が生じ、そのなかから真実がぼろりと漏れでたときであった〔Ⅴ41—42〕。そして、ベリーン兄弟は村長老をおくりだすほどの有力家系の人物であるにとどまらず、彼らにとつて、当該遺産を残した故人は母方とはいえおじの子供、つまりいとこ関係にある村民なのである。このことを考えると、ベリーン兄弟の二〇年に亘る当該遺産についての沈黙とその突然の告訴はいかにも唐突で不自然である。

以上を要するに、ムハンマド・マンスール一派とベリーン兄弟一派の両派は、村役人職にまつわる権益をめぐる対立抗争しているのである。それも、対立抗争が告訴騒ぎという抜き差しならぬ事態に至る以前には、おそらくこの両派は、共通の権益を前にして長らく共犯あるいは少なくとも黙認関係にあったものと思われる。こうした両派が裁

定者たる第三者、とりわけ国家権力の前で争う時、そこで展開されるのは、ただただ「敗け犬」とならないための理屈を越えた意地と見栄の張り合いであり、あることないことについての暴露合戦である。こうして、ムハンマド・マンズールは、バダウィー・ペリーンの告訴がでつちあげであり、彼こそが当該詐欺事件の黒幕であることを主張するに、そもそも遺産を残した故人が死亡した当時、自分はいまだ村長老職についていなかったのに対して、彼の兄弟ムハンマド・ペリーンはそのはるか以前から村長老職についていたことを挙げるのである〔VII 26—32〕。

そして、以上の考察をより広く一九世紀エジプト農村社会史の流れのなかに位置づけてみる時、我々は以下のような仮定に至る。つまり、上記両派の対立抗争が抜き差しならぬまでに顕在化した背景には、アブー・スィネータ村における村長老職の創設とムハンマド・マンズールの村長老職就任、そしてその結果生じた村落有力者間のそれまでの勢力均衡の崩壊があったのではないか、ということである。このムハンマド・マンズールが告訴当時就任していたウムダという村役人職がエジプト農村社会史上一つ創設されたのかについては、研究者の見解の分かれるところである。しかし、明らかなことは、この村役人職が史料のなかで一般的にみられるようになるのは一八四〇年代以降である、ということである。<sup>3)</sup> 事実、アブー・スィネータ村においても、当該調査報告書を読む限り、ムハンマド・マンズール以前にウムダ職に就いたものはいないように思われる。

そして、このウムダ職は、従来の村長老職が村落内地区 (Jissa) を基盤として選任され、それ故ある程度の規模をもつ村落には必ず複数のシャイフがいたのに対して、ウムダはカルヤ (qarya)、バラド (balad)、ナーヒヤ (nahiya) と呼ばれた文字通り一つの村落、それも国家行政機構の末端単位たる行政村の長であった。そのため、同じく村落住民と国家権力との接点に位置していたものの、シャイフが共同体的生活空間における有力者という色彩を強くもつてい

たのに対し、ウムダは中央権力と直接結びついた村落統轄責任者、つまり村役人としての性格が強かった。<sup>(4)</sup>

このウムダ職とシャイフ職の性格の違いは、当該調査報告書における、以下の二人のシャイフの陳述のなかに端的に反映されている。すなわち、偽りの内容をもつムハンマド・マンスール作成の文書に証人として登場する二人のシャイフに対して、当局がなぜあのような文書に署名したのかと追求したところ、この二人のシャイフは以下のように弁明したのである。「命令伝達・情報提供など国事に関する業務に必要な署名だと思っていた。続き書きができない我々は、署名が必要な(こうした国事に関する)業務内容をいちいち知っていたわけではない。ムハンマド・マンスールが我々のウムダである以上、これが我々の慣行(habit)である〔Ⅶ 20—21〕」。つまり、こと国事に関する限り、シャイフといえども、ウムダのいいなりにめくら判をおすのが慣行である、というのである。このように、ウムダは、シャイフと比べてさえ、ましてや一般村落住民とは比べられないほど、圧倒的な量の情報を操作することができた。そのため、こうしたウムダ職の創設がそれまでの村落有力者間の均衡に新たな緊張をもたらす結果となったであろうことは、容易に想像がつく。

実際、現在の筆者には、それを確たる数量的裏付けをもって提示できないものの、幾つかの手元にある史料から判断して、一九世紀中葉におけるエジプト農村社会には、ムハンマド・アリーの経済独占体制の崩壊と自由主義的経済体制への移行という時代の流れのなかで、一方では農村人口の増大にともなう村落規模の拡大、他方ではウムダ職の創設を中心とした村落行政の再編成を背景に、それまでの村落有力間における勢力均衡の動揺と、村役人職をめぐる村落有力者間の対立・緊張が広範囲にみられたのではないかと思われる。<sup>(5)</sup>

以上、次節以下で本稿が依拠するアブー・スィネータ村調査報告書の内容を紹介・分析するに先立って、当該調査

報告書が作成された背景について考察したが、ここでこうした少々立ち入った考察を行ったのも、実は以下の指摘を行いたがためであつた。すなわち、我々は当該調査報告書を読む時、そこにみられる事件内容、村民の行動パターンに我々の世界とは全く異質なグロテスクなまでの非情さ、すご味を感じる。しかし、こうした我々の皮相な価値判断から一步離れて、当該調査報告書の内容をそれが作成された社会背景、さらには当時の歴史状況のなかで理解しようとするならば、先の違和感は消え失せ、我々の前に姿を現わすのは、アブー・スィネータ村の平々凡々たる日常性である。換言するならば、我々が当該調査報告書を読んだ時に感じるあのグロテスクなまでの違和感は、そこに述べられている内容が犯罪的で非日常的であるからではなく、全く逆に、それがきわめて正常で日常的であるからなのである。

そう、ムハンマド・マンスールはちよつとばかりやり過ぎてしまったのだ。このちよつとしたやり過ぎがもとで、たかだか二〇年前でしかない古傷を掘り起こされ、つつかれるはめになってしまった。このささいな自信が彼から虎の子の村長職を奪い、一年間のくさい飯を強いることになった。何ともつまらぬことで足元をすくわれたものだ。しかし、身の上の不運をくやんばかりいてもしかたあるまい。いつも順風満帆とはいかないのがこの世の中。しばらくはしおらしくしていよう。しかし、時がたち、風向きが変つたその時には……。

以下、当該調査報告書の本文を構成する三つの訴訟の内容を順次紹介していく。しかし、その際、できる限り叙述の順序にそつて、また原文を忠実に翻訳して紹介するように努めたが、以下の二つの理由から、それも限界があり、その内容を整理要約した形での紹介にならざるをえなかつた。第一は、語学的理由である。つまり、当該調査報告書は、その読みづらい書体もさることながら、そこにはエジプト方言の表現、音にひきづられた不正確で混乱している

支音表記、不明瞭で不統一な固有名詞表記などが至る所にみられ、決して理解容易なアラビア語とはいえない。しかし、史料の性格、および本稿の目的から考えてこうした語学上の細かな誤り、不明瞭な箇所にいちいち拘泥する必要はないであろう。

そして第二は、上述した当該調査報告書の叙述スタイルに係わる理由である。つまり、当該調査報告書は被疑者、告訴者、証人たちの陳述収録に多くのスペースを割いているが、そこで告訴されている容疑は、村落有力者間の対立を背景にした、長期間に亘る、それも多くの村落有力者たちをまきこんだ事件なのである。そのため、告訴者と被疑者の対立が理屈を越えた感情的なものになっているのみならず、召喚された村落住民たちの証言も、村落有力者に対する恐れ、気兼ねから、しばしば明らかな虚偽を含む、場当たりの矛盾だらけのものである。そのため、その内容を紹介するにも、ある程度の整理要約は不可欠である。なお、以下の論述における「」内の表現は原文の翻訳を、( ) 内の表現は筆者が文意を明確にするために補った文章である。

1 *shūrā al-mu'awana* と呼ばれた *al-ma'ya al-san'iya* は、エジプト総督を補佐する内閣あるいは諮問委員会（フランス語訳では *le Cabinet vice-royal*）。この機関には、アラビア語文書をトルコ語に、トルコ語文書をアラビア語にそれぞれ翻訳する局として、トルコ語局とアラビア語局があった。この機関については、以下の文献を参照のこと。Jean Dany, *Sommaire des archives turques du Caire, Le Caire, 1930, pp. 90-104*. H. A. B. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Alī, Harvard Univ. Press, 1961, pp. 85-86*. A. L. Marsot, *Egypt in the reign of Muhammad Alī, pp. 102-103*.

『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』は、徴兵・徴税など当時の中央権力にとって緊急に検討を要するテーマ・事件に関して、『エジプト総督内閣』と地方行政官との間で取り交されたトルコ語・アラビア語文書群を収集・整理したものである。筆者は、一九八二年から一九八四年にかけてのカイロ滞在中に、この文書群のうち、一八五三年から一八六五年に至る一二年

センサス									
読み書きで できる住民数		イスラ ム教徒	キリスト教徒		ユ ダ ヤ 教 徒	遊 牧 民	公有地を除いた土 地面積 (フェッ ン ダ ー ン)	土地・ヤ シの木に課 税総額 (ギ ン ト)	納 税 者 数
男	女		コプト 教徒 <sup>(2)</sup>	非コプ ト教徒 <sup>(3)</sup>					
56	1	2,608	1	0	0	0	656	1,079	702
229	4	4,895	11	4	0	26	1,433	2,352	921
535	5	9,999	11	28	0	1	2,294	3,776	1,731
128	0	3,687	57	0	0	4	963	1,574	855
127	0	2,744	163	0	0	18	1,262	2,060	1,036
124	0	4,928	710	1	0	0	1,734	2,848	1,187
1,313	46	21,676	524	116	0	258	3,980	6,451	1,297
2,040	137	20,059	1,271	232	14	117	3,213	5,225	1,656

Bagûr (1843年 Bagûr 村から分村) 以外はすべて、中世以前に起源をもつ古い

ト 8), Shibîn El Kôm (コプト正教会 1,235, コプト・カトリック 19, コプ  
である。

ギリシャ正教会19), Bahnâi (プロテスタント1), Minûf (カトリック7, ギ  
スタント10, ギリシャ正教会170, 東方諸教会38)。

II, Vol. 2, Cairo, 1958, pp. 190-191, 213, 215, 222-225.

40, 112, 147, 150, 195, 383, 602, 763.

1909, pp. 532-533, 540-543.

li al-quṭr al-miṣri, Cairo, 1909, pp. 42-47, 52-53, 62-63, 66-67.

2  
間に公布された都合六一カルトンに  
取められた文書に目を通すことがで  
きた。一カルトンには、数行しかな  
い勅令から、数十葉に及ぶ調査報告  
書まで、平均して二五〇文書が含ま  
れている。とりわけ筆者の注意を引  
いたのは、そこに含まれている、特  
定テーマ・事件に関する詳細な調査  
報告書であり、筆者は今後、この種  
の文書に依拠して、①犯罪、②遊牧  
民、③徴兵、④土地、⑤税、以上五  
つのテーマを中心に、一九世紀中葉  
エジプト社会を出来る限り生き生き  
と復元することを予定している。

2  
アブー・スィネータ村は、中世以  
前に起源をもつ古い村落で、郡庁所  
在地メヌーフへ歩いて二時間五五分  
に位置する。このアブー・スィネー  
タ村を含めて、当該財務省調査報告

		1898年センサス		1907年		
村落名 <sup>(1)</sup>	郡名	住民数	居住家数	住民数		
				男	女	計
(1) Abu Sinêta	メヌーフ	2,253	507	1,281	1,328	2,609
(2) El Hamûl	メヌーフ	4,130	811	2,506	2,404	4,910
(3) El Bagûr	メヌーフ	8,874	1,718	5,083	4,955	10,038
(4) Kafr El Bagûr	メヌーフ	3,696	650	1,844	1,900	3,744
(5) Bai El Arab	メヌーフ	2,709	550	1,381	1,526	2,907
(6) Bahnâi wa Minshat-ha	メヌーフ	4,151	865	2,836	2,803	5,639
(7) Minûf	メヌーフ	20,683	3,896	11,070	11,246	22,316
(8) Shibin El Kôm wa Hissat-ha	シビーン	20,705	4,383	10,901	10,675	21,576

(1) El Hamûl (オスマン・トルコ時代 Sirs El Laiâna 村から分村), Kafr El 村落・都市である。

(2) Minûf (コプト正教会 507, コプト・カトリック 9, コプト・プロテスタント・プロテスタント17) を除く都市のコプト教徒は、すべてコプト正教会徒

(3) El Hamûl (ギリシャ正教会 3, 東方諸教会 1), El Bagûr (カトリック 9, リシヤ正教会 94, 東方諸教会 15), Shibin El Kôm (カトリック 14, プロテ (参考文献))

(1) Muḥammad Ramzî, *al-qâmûs al-jughrafî li al-bilâd al-miṣriya*, Part

(2) Niẓārat al-Māliya, *qâmûs jughrafî li al-quṭr al-miṣrî*, Cairo, 1899, pp.

(3) Niẓārat al-Māliya, *ta'dād sukkân al-quṭr al-miṣrî fî sana 1907*, Cairo,

(4) Niẓārat al-Māliya, *iḥṣâ'īya 'umūmiya 'an al-muḥāfazât wa al-mudiriyyât*

書のなかでその名がみえる村落・都市に関する、一八九八年、一九〇七年センサスでの各種統計数値は表の通りである。

3 これまで、'Alī Barakāt にち

て主張された一八四三年が、ウムダという村役人職を文書のなかで確認できる最も早い年代であった。ところが、A. L. Marsot は、最近刊行された著作のなかで、ウムダという名称はすでに一八二三年の文書にみられること、そして、この名称の起源はおそらく「<sup>シャイフ</sup>村長老たちの代表 ('unda al-mashākh) 」という一般的用法にあること、を主張した。確かに、これまでのところ、新たにウムダという村役人職を創設する旨の法令の存在が確認されていないところから、彼の主張は正しいかもしれ

ない。しかし、そうだからといって、従来ウムダについて主張されてきた歴史的意義が否定されるわけではなく。(Ah Bara-kāt, *talawwur al-milkiya al-sira Sya Ji misr 1813—1914 wa athar-hu 'ala al-haraka al-siyasiya*, Cairo, 1977, p. 231.  
A. I. Marsot, *Egypt in the reign of Muhammad Ali*, p. 115.

4 拙稿「エジプトにおける私の土地所有権の確立」一二二—一二〇頁。

5 ここでは詳説できないが、例えば、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』カルトン番号四・文書番号五〇二として整理されている。一二七一年サファル月二五日(一八五四年一月一七日)付文書では、当時余りにも村長老の数が増加し、一ヶ村に二〇名から二五名もの村長老が存在するまでに至っている。そのため、こうした従来の村長老制度を改め、せいぜい四人から構成される新たな村長老制度をつくるべきだという、ダカフリーヤ県知事の陳情がみられる。また、当該文書・カルトン番号八・文書番号八一として整理されている。一二七二年ムハラム月一二日(一八五五年九月二四日)付文書は、おそらく上記村長老制度の混乱を背景にしてであろう、メヌーフィーヤ県の一村落で生じた、一族郎党、アウトローを動員しての、村落有力者間の村役人職をめぐる対立抗争に関する県知事調査報告書である。Dar al-Wathā'iq al-Qawmiya, *mahafiz mafya sana'a turki, mahfaza raqm 4, waahiqqa raqm 502. do, mahfaza raqm 8, waahiqqa raqm 82.*

二 事例1——イブラーヒーム・バドル訴訟——

この事例は、アブー・スイネータ村村長ムハンマド・マンスールに対する、村民イブラーヒーム・バドル所有の土地・屋敷の不法没収に関する訴訟である。しかし、その容疑調査の過程で、事件当事者の一人村民イマール・サリム<sup>ワムスル</sup>の死を契機に、彼の息子から、村長ムハンマド・マンスールに対して、父イマール・サリム<sup>ワムスル</sup>所有の屋敷の不法没収に関する新たな告訴がなされた。このように、当該調査報告は、実質的には上記二つの訴訟を扱っているが、その



扱いは整理されたものではない。そこで、以下、内容を整理した形で調査過程を紹介してみよう。

アブー・スイネータ村民イブラーヒーム・バドルは、財務省に対して、彼の権利を主張する以下のような告訴(1)を行った。

《自分は村内に屋敷と半フェッダーンの土地を保有していた。ところが、村長ムハンマド・マンスールはこの屋敷を没収し、村民イマール・サリームに与えた。というのも、村長ムハンマド・マンスールは、彼の姻族(2)ムハンマド・エフェンデイ・ハリールに与えるためにイマール・サリームの屋敷を取得したが、その代償として、イマール・サリームに自分の屋敷を与えたのである。さらに、村長ムハンマド・マンスールは(こうした屋敷没収のほか)、半フェッダーンの土地についても、一二六四年(一八四七—四八年)それを没収し、墓地としてしまった。(以上は不法な行為であり、)自分は上記屋敷と土地の返還を要求する。》〔I 30—32〕

さて、この告訴に対する被疑者ムハンマド・マンスールの弁明は以下のようなものであった。

《イブラーヒーム・バドルは親族(3)アーミル・アルハヤートとともにこの村落へ居着いた(新参)者である。当該屋敷については、(自分が不法に没収したのではなく、)イブラーヒーム・バドル自身がイマール・サリームに(売却)処分したのである。その際、自分自身は立ち会わなかったものの、村民および彼の上記親族アーミル・アルハヤート立ち会いのもので、しかるべき裁判所文書(hujja shar'iya)が作成され、この文書に基づいて、イブラーヒーム・バドルは屋敷売却代金を受け取った。

一方、半フェッダーンの土地については、そもそもそれはアブー・スイネータ村ではなく、バフナイイ・アルガナム村(3)に所屬する土地であり、債務(4)シャルガ)に対する担保として、ムハンマド・アッシャハービーという人物の占有下に置かれていた。

その後、(衛生上の観点から)墓地を村落居住区から所定の距離離れた場所に移すべしという勅命が下った時、この勅命に基づいて、担当衛生官(hakim)<sup>(5)</sup>が従来の墓地を当該地へ移すことを計画した。このため、(当該地の保有権を移転させ、それを村落共有地とするために、<sup>(6)</sup>村長たる)自分と村長老たち(mashaykh al-nahya)が(当該地に設定されていた)債務<sup>(7)</sup>八〇キールシユを当該地占有者であるムハンマド・アッシャハービーに支払い、当該地は我々のものとなった。このように、(当該地については)上記勅命に従って、村落住民全員がそこに墓地を建設したのであって、(自分が一方的にそれを没収したのではない)『132—37』

このムハンマド・マンスールの弁明に対して、告訴者イブラーヒーム・バドルは以下のように反論した。

『自分は、(ムハンマド・マンスールが主張するように)屋敷をイマール・サリームに売却したおぼえはないし、売却現場に立ち会ったこともない。

また、半フェッダーンの土地についても、確かに当該地は本来バフナイイ・アルガナム村の所属地であった。しかし、それは、かつてこの村落からアブ・スィネータ村へと所属登録がえされた土地の一部であり、この登録がえの際、自分の父はそこに設定された債務を支払うことによって、当該地を占有下に置いたのである。その後一二五二年(一八三六—三七年)に自分は離村(tasahhub)し、現在に至るまでカイロで居住するようになったが、この離村後に、当該地は、それが墓地にされるまで、ムハンマド・マンスールの指示によって、ムハンマド・アッシャハービーという人物の占有下に置かれることになったのである。』『137—40』

以上が告訴者と被疑者との間のやりとりである。ところで、このやりとりのなかで、ムハンマド・マンスールによって当該屋敷の購入者として村民イマール・サリームの名前が挙げられた。そこで、当局が彼に対して当該屋敷の件について審問すると、彼は以下のような内容の陳述を行った。

《自分は村内に六〇ズィラーウ<sup>(8)</sup>の屋敷を所有し、それを妻わらの倉庫として使用していた。ところが、村長<sup>ムハンマド・マン</sup>スールはこの屋敷の取得を望んだ。自分はこの要求を拒否したが、彼の要求は執拗であり、威しまでかけてきた。そしてついには、当該屋敷取得の見返りに広い代替屋敷を提供しようともちかけてきた。そこで、とうとう自分は彼の度重なる要求に屈し、一二六八年(一八五二—五三年)のナイル氾濫期に、代替屋敷提供を条件に当該屋敷をムハンマド・マンスールに与え、彼はこれを彼の姻族(Gastib)ムハンマド・ハリールの屋敷の一部として併合した。これに対して、ムハンマド・マンスールは、当該屋敷の見返りとして、一二六九年ジュマダー月(一八五三年二月三月)に、イブラーヒーム・バドルの屋敷を自分に与えた。ところが、このイブラーヒーム・バドルの屋敷は壊れており、取得してからおよそ四〇あるいは五〇日後にそれを建て直した。そして、この屋敷建設後しばらくして、バイ・アルアラブ村<sup>(9)</sup>の法官(al-taqi)とあるが、明らかに al-taqi のこと) サリム・フナイシュが自分のところへ来て、この屋敷に関する文書<sup>フッジャ</sup>を作成し、手渡した。それは三あるいは四ヶ月前のことである。》〔I 45—50〕

つまり、イマール・サリムは、イブラーヒーム・バドルの屋敷を取得したことは認めしたが、それは、ムハンマド・マンスールが主張するように、売却によってではなく、屋敷交換によってであること、そしてさらに、この屋敷交換はムハンマド・マンスールから強制されたためであり、自由意志によってではないこと、を陳述したのである。そこで、当局はこの点をただすために、ムハンマド・マンスールに対して、イマール・サリムから取得し、彼の姻族ムハンマド・ハリールに与えたとされる当該屋敷について審問した。その回答は以下の通りであった。

《イマール・サリムが問題としている屋敷はイマール・サリムの妻の所有物であり、彼女はそれを父親から遺産として譲り受けたものである。そして、この屋敷はムハンマド・ハリールの屋敷に隣接していた。(そのため、ムハンマド・ハリールはその取得を望み、この望みに対して)イマール・サリムは、二年前に、妻の代理人(awakili)として、当該屋敷をムハン

マド・ハリールに売却し、彼から売却代金を受け取ったのである。そして、この売却について裁判所文書 (Gujia shar'ya) が作成され、それは現在、当該屋敷購入者ムハンマド・ハリールのもとに保管されている。〔I 38—40〕

こうして、ムハンマド・マンスールは、イマール・サリームの陳述に対しても、その内容を全面的に否定した。そうこうしているうちに、イマール・サリームは死亡し、彼の息子スレイマーンは、イブラーヒーム・バドル訴訟調査が告訴者側有利に展開していることに力を得たからであろう、ムハンマド・マンスールに対して新たな告訴を行い、以下のように主張した。

《ムハンマド・マンスールが父から取得した》屋敷は父の所有物であり、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンスールは父からそれを強制的に (bi-jab) 没取したのである。没取後、ムハンマド・マンスールはそれを彼の姻族ムハンマド・ハリールに与え、父に対しては代替屋敷として、これまた強制的に没取したイブラーヒーム・バドルの屋敷を与えた。(このように、ムハンマド・マンスールによる当該屋敷の没取は不法なものであり) イブラーヒーム・バドルの屋敷についてと同様に、しかるべき調査が実施され、公正な措置がとられることを要求する。というのも、当該屋敷は従来のままの姿で存在しているし、また、父は死亡し、後には(我々)孤児が残されているからである。〔II 47—50〕

この新たな告訴に対して、ムハンマド・マンスールは先の陳述を繰り返し、以下のように弁明した。

《スレイマーンの父イマール・サリームは、二年前、現在ムハンマド・ハリールのもとに保管されている文書<sup>フツシヤ</sup>に基づいて、六〇ズィラウの当該屋敷をムハンマド・ハリールに売却したのであって、(自分が強制的に没取したのではない) そもそも、この屋敷は、(イマール・サリームの所有物ではなく) 父親からの遺産としてイマール・サリームの妻が所有していたものであり、夫イマール・サリームは、妻の代理人として、所有者である妻の合意のもとに、この屋敷を売却したのであった。ムハンマド・ハリールに当該屋敷が売却された理由は、それがムハンマド・ハリールの屋敷に隣接していたため、(彼がそれを自

分の屋敷に併合することを望んだからである。)ともかく、自分はイマアラ・サリムから何ものをも取得せず、この点に関して含むところは何もない。〔II 50—52〕

さて、以上の調査過程から、当局が調査すべきムハンマド・マンスールに対する容疑は、①イブラーヒム・パドルの保有地、②イブラーヒム・パドルの屋敷、そして、③イマアラ・サリム・パドルの屋敷、以上三点の不法没収容疑となった。そこで、まず当局は、イブラーヒム・パドル本人に対して、彼の保有地に関して改めて詳しい陳述を求めた。それに対するイブラーヒム・パドルの回答は以下のようなものであった。

《当該半フェッダーンの土地は、本来はバフナイ・アルガナム村に所屬し、その住民サリム・バラカの保有地 (athar) であつた。しかし、約二八年前、当該地はバフナイ・アルガナム村からアブー・スイネータ村へと登録変更されることになり、その際、自分の父はその本来の保有者 (sahib al-athar al-ashī) サリム・バラカとの間に当該地に対する質権設定契約を<sup>(10)</sup>結び、彼に対して一四一リヤールの債務を貸与した。こうして、当該地は父の占有下に置かれることになり、父および自分は当該地での耕作にあたつていた。

ところが、一二五二年(一八三六—三七年)、自分はムハンマド・マンスールとその父の策略によつて離村を余儀なくされた。そして、この離村中に、当該地は、村長ムハンマド・マンスールの指示によつて、自分名義の税滞納 (khusum) <sup>(11)</sup> 八〇キールシユの代納を条件に、ムハンマド・アッシャハービーの占有下に置かれることになつたが、自分はこの点について関知するところでなく、また、ムハンマド・アッシャハービーから当該地に設定された債務を<sup>(12)</sup>弁済され、(当該地の占有権が自分からムハンマド・アッシャハービーに移転されたわけでもない。)自分としては、すぐにでも帰村し、税滞納を決済し、当該地の再取得を希望していたのであつたが、生活に追われてそれを果せないでいた。そうこうしているうちに一二六四年(一八四七—四八年)、ムハンマド・マンスールが当該地を不法に没収し、それを墓地にしたが、これまでに自分は、当該地に関して

も、またそこに設定された債務<sup>ガイゲイカ</sup>に關しても、金銭は一切受け取っていない。ともかく、自分としては、(当該地が墓地となつてしまつた以上、当該地に対する)質權設定契約を解消し、上記税滞納八〇キルシユを差し引いた、残りの金額を回取することを望んでいる。〔II 41—47〕

次いで、当局はイブラーヒム・バドルの屋敷に關する容疑について調査を実施する。その際、この容疑における最重要証拠は、ムハンマド・マンスールによつて当該屋敷売却時に作成されたとされる裁判所文書<sup>フツジャ</sup>であるとの判断から、それを保管しているとされたイマール・サリムに対して、この文書を提出するよう要求した。この要求に対して、イマール・サリム自身は出頭せず、彼の息子スレイマーンが代わりに出頭し、バイ・アルアラフ村法官サリム・フナイシユによつて作成され、四名の証人の署名をもつ、イブラーヒム・バドルとイマール・サリムとの間に売買が成立したことを内容とする当該文書<sup>フツジャ</sup>を提出した。そして、当局によるその鑑定結果は以下のようなものであつた。

《当該文書は(所定の書式に従つた真正の)裁判所文書(Qulja shar'ya)ではない。それは裁判所(mahkama)によつて発行されたものではなく、そこには裁判官(al-qadi)の署名もない。また、文書の冒頭には、(当該屋敷の共同所有者として、)イブラーヒム・バドルと彼の兄弟の名前がみえるのに、売却の当事者としてはイブラーヒム・バドルの名前しかない。さらに、当該文書は水に浸され、手で汚された跡がある。以上の理由から、当該文書は古い日付をもつもの、最近作成されたものであるとみなされる。》〔I 40—43〕

そこで、当局は、彼が村の法官(faqi、つまり faqih)と裁判官<sup>カディ</sup>の資格をもつところから、ムハンマド・マンスールに対して、この文書はイスラム法の原則に照らして裁判所文書と確言し得るかどただしたところ、彼は当該文書が(真正の)裁判所文書であると主張し、さらに、ともかくもそれが裁判所文書か否かを判定し得るのは当該文書にそ

の名が挙げられている証人たちであるとして、彼ら証人たちの召喚を要求した〔I 43—45〕。そこで、調査の焦点は証人審問へと移る。しかし、その前に、当該文書を保管していたとされるイマール・サリーム本人の陳述を聴取すべく、彼に対して再度の出頭命令がだされた。こうして聴取されたイマール・サリームの陳述は以下の通りであった。

《自分は当該文書作成に立ち合っており、それをこの目で確かめた。その場には、自分のほか、サイド・アブー・アッルス、ムハンマド・ザグルール、アフマド・アブー・アッルス、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンズール、そしてアーメル・アルマンフルが立ち会っていた。しかし、(この屋敷売却文書作成とともになされたという)金銭の授受については、当該文書のなかで金銭が自分から(イブラーヒーム・バドルに)支払われたと記されているが、(実際には)自分は一銭たりともイブラーヒーム・バドルに支払ってはいない。そもそも、イブラーヒーム・バドルその人がその場に立ち会って、我々とともにサーリム・フナイシユによる文書作成を見守ったわけではなかった。(この金銭授受に関しては)自分はただ文書作成の場でムハンマド・マンズールから口頭で、当該屋敷売却代金二二九キユルシユのうち、一三〇キユルシユがムハンマド・マンズールからイブラーヒーム・バドルに支払われ、残りの九九キユルシユは、かつて(ムハンマド・マンズールの父)マンズール・ムハンマドがこの額に相当するイブラーヒーム・バドル名義の税滞納 (Zaqi khuisim) を代納したことから、彼に対して弁済されることを知らされただけであった。この点サーリム・フナイシユも自分と同様であった。こうして、当該文書は、自分の名でもって作成されたことになっているが、(実際には)ムハンマド・マンズールのいいなりに作成されたのであった。そして、このようなことになったのも、ムハンマド・マンズールが自分に壊れたイブラーヒーム・バドルの屋敷を代替屋敷として供与したからにはかならなかつたのである。》〔I 50—II 1〕

こうして、当局は、イマール・サリームの陳述を聴取した後、当該文書のなかでムハンマド・マンズールとともに証人として登場する四名の人物、つまりアーメル・アルマンフル、ムハンマド・ザグルール、サイド・アブー・

アッルース、そしてアフマド・アブー・アッルースに対する召喚・審問を実施した。この四名の人物のうち、アーメル・アルマンフルは、その陳述のなかで、当該文書作成に対する一切の関与を否定し、そもそもイブラーヒーム・バドルの屋敷が売却されたという事実自体を知らないし、聞いたこともない、と言明した〔II 1—3、II 8—9〕。しかし、他の三名は、立ち会った証人の数・名前、文書作成の場所など仔細な点で一致しないこともあるが、ほとんどムハンマド・マンスールの主張にそった陳述をした。この三名の陳述を一つに整理して示せば、以下のような内容になる。

〔確かに、(イブラーヒーム・バドルが主張し、またイマール・サリームが陳述したように)、イブラーヒーム・バドルは当該文書作成に立ち会ってはいなかった。しかし、だからといって、当該文書に言及されている事実、つまりイブラーヒーム・バドルからイマール・サリームへの屋敷売却が実際にはなされなかったか、という点で決していない。屋敷売却は、我々が証人となり、イブラーヒーム・バドル自身立ち会いのもとになされた。しかし、已むを得ない事情のために、当該屋敷売却文書作成時には、イブラーヒーム・バドルはその場に立ち会えなかったのである。(その事情を述べるならば、以下の通りである。〕

(当時屋敷を売却しようとしていた) イブラーヒーム・バドルは、一八五二年ズウル・ヒッジヤ月(一八五二年九月一〇日)、シーディー・マシユアル廟<sup>(13)</sup>で仕事をしていた建築師アフマド・アブー・アッルースのもとへ、イマール・サリームほか二名とともに現われ、(屋敷売却条件である屋敷の測量とその測量値の文書<sup>フツヤ</sup>への記載を果たすために) 測量のため当該屋敷まで同行してくれと頼んだ。そこで、アフマド・アブー・アッルースは彼らとともに当該屋敷へ向ったが、着いてみるとそこはレンガで埋っており、測量ができる状態ではなかった。

そのため、彼らは仕方なく、シーディー・マシユアル廟まで戻ったが、そこでイブラーヒーム・バドルは、多くの証人立ち



会いのもとで、自分は当該屋敷を売却するつもりであること、そのために屋敷売却文書を直ちに作成したいのであるが、現在、当該屋敷は文書作成のための条件の一つである測量を実施できる状態にはないこと、さらに自分はすぐにもカイロへ立たねばならないため、この場でイマール・サリームから屋敷売却代金を受け取りたいこと、を説明した。そして、(近い将来、彼が不在でも屋敷売却文書作成が可能となるように)口頭で、アフマド・アブー・アッルースを当該屋敷測量のための代理人に任命し、また、その場で金銭の授受を行った。すなわち、イブラーヒーム・バドルはイマール・サリームに当該屋敷を一ズィラーウあたり九〇フィッダ<sup>(14)</sup>で売却したのであるが、売却代金のうち一三〇キェルシュは、(イマール・サリームがその場では金を所持していなかったために)、ムハンマド・マンスールが彼のためにとりあえず用立て、イマール・サリームの手からイブラーヒーム・バドルに手渡された。しかし、残りの九九キェルシュは、(ムハンマド・マンスールの父)マンスール・ムハンマドに対して弁済されるべき金額として、イブラーヒーム・バドルには支払われなかった。というのも、かつてマンスール・ムハンマドは、九九キェルシュ相当のイブラーヒーム・バドル名義の税滞納を代納したことがあったからである。

こうして、イブラーヒーム・バドルはカイロへとたつた。そして、屋敷売却当日から八日目、アフマド・アブー・アッルスによつて、イマール・サリーム立ち会いのもと、当該屋敷の測量が行なわれ、その日のうちに、イマール・サリームの息子スレイマーンがバイ・アルアラブ村へ行きサリーム・フナイシュを連れてきた。そこで、我々全員はシーディー・マシニェアル廟の玄関前のくわの木(El)の下で車座になり、証人立ち会いのもと、イマール・サリームの指示によつて、サリーム・フナイシュの手になる屋敷売却文書が作成されたのである。こうして、以上の事情から、イブラーヒーム・バドルは、当該屋敷の測量および屋敷売却文書作成時には立ち会うことができなかった。また彼は、屋敷測量のための代理人は任命したものの、屋敷売却文書作成のための代理人は任命しなかった。さらにつけ加えるに、サリーム・フナイシュは屋敷売却文書を作成したものの、上記屋敷売却には立ち会わなかった。〔Ⅱ3—8、Ⅱ9—19、Ⅱ26—36〕

以上、ムハンマド・マンスールは、自分の主張の正しさの根拠を、上記三名の証人たちの陳述一点に基づかせよう

としたのであるが、この証人たちの陳述に対して、イブラーヒーム・バドルは以下のような反論を加えた。

《自分は屋敷をイマール・サリームに売却し、その代金など受け取っていないし、何人に対しても屋敷売却を許可したこともない。ムハンマド・マンスールは、当該屋敷を難癖をつけて強制的に (Qul-Jabr wa al-ta'add) 没収し、イマール・サリームに与えたのであって、それは、ムハンマド・マンスールがイマール・サリームから取得した屋敷を彼の姻族ムハンマド・エフエンディ・ハリールに与えたためであった。そもそも、証人のうちムハンマド・ザグルール、サイード・アブー・アッルースの二人はムハンマド・ハリールの親族 (qarib) であり、ムハンマド・マンスールのいいなりに、詐欺行為に加担するものたちであり、彼らの証言など一切信用できない。同様に、アフマド・アブー・アッルースは、ムハンマド・ハリールの親族 (qarib) であり、ムハンマド・マンスールの姻族 (hasib) であり、さらには、彼の息子がムハンマド・マンスールの娘と結婚している仲であり、彼の証言も全く信用できない。

ともかく、(こうした茶番劇とは別に)、ムハンマド・マンスールがよく承知しているように、自分には兵役に服している二人の兄弟がいる。一人は四年前から徴兵に出ており、他の一人は、服役後一時兵役を解かれたが、一二六八年シャワトル月(一八五二年七月八月)にふたたび徴兵に出た。そして、当該屋敷は、自分を含めた、この我々三兄弟が(共同で)所有しているのである。そのため、イスラーム法の原則に従う限り、こうした(個人的に)所有していないものを、そのうちの一人が勝手に処分することは許されないし、もし処分したとしても、それは(裁判所によって)受け入れられない。このことからしても、(売却当事者として自分の名前しか記載されていない)当該文書がムハンマド・マンスールとサリーム・フナイシュとの共謀によって偽造されたものであることは明らかである。ともかく、自分は、今の今まで、当該屋敷について売却文書が作成されたなど知らなかったのである。》[II 19—25, II 37—38]

さて、以上、イブラーヒーム・バドルの屋敷に関する容疑についての調査と並行して、当局は残された最後の容疑、

つまりイマール・サリームの屋敷に関する容疑についても調査を実施した。その際、この容疑においても、最重要証拠は、ムハンマド・マンスールによってムハンマド・ハリールのもとに保管されるとされた当該屋敷売却文書であるとの判断から、当局はムハンマド・マンスールにこの売却文書の提出を命じた。こうして提出されたのは、イブラヒム・ハサン・ユージェフ、アジャミー・ムハンマド、アリー・ラーシーン、ハサン・アブー・アッルス、アフマド・イブラヒム、ハサン・アルバグーリー、以上六名の証人とともにムハンマド・マンスールの父マンシル・ムハンマドの署名がある一二六七年サファル月二〇日（一九五〇年一月二十五日）付文書であった。その内容は、イマール・サリームの妻ナファイサからムハンマド・ハリールに対して当該屋敷が一八〇キニルフシヤで売却され、彼女はその代金をムハンマド・ハリールから受け取った、というものであった〔Ⅱ52—54〕。そこで、当局は、この文書について、告訴者、イマール・サリームの息子スレイマトンにただしたところ、彼は以下のように陳述した。

《母ナファイサは当該屋敷を売却していないし、この事実を知りもしない。この文書は、例によって、ムハンマド・ハリールと示し合わせたムハンマド・マンスールと彼の父によって偽造されたものであり、自分はあくまで、当該屋敷の返還を望んでいる。》〔Ⅱ54—Ⅲ2〕

そこで、当局は、この文書の信憑性を調査すべく、そこに証人として名前が挙げられている上記六名の人物に出頭を命じた。出頭命令に応じたのは、六名のうちハサン・アルバグーリーを除く五名であり、当局はこの五名の証人に対して、被疑者ムハンマド・マンスール立ち会いのもと、順次審問を実施していった。審問は、まずイブラヒム・ハサン・ユージェフに、次いでアジャミー・ムハンマドに、そして最後にアリー・ラーシーン、ハサン・アブー・アッルス、アフマド・イブラヒムの三名を同時に、三回に分けて実施されたが、それぞれの陳述内容は以下

のよちなものであった。

《イマール・サリームは、彼の妻ナフィーサ名義の六〇ズィラーウの屋敷を保有していた。この屋敷はムハンマド・マンスールの姻族ムハンマド・ハリールの屋敷に隣接していたところから、ムハンマド・マンスールと彼の父は、それをイマール・サリームから取得し、ムハンマド・ハリールの屋敷の一部として併合しようとした。イマール・サリームはこの要求を断つたが、ムハンマド・マンスールの要求は執拗であり、ついには、イマール・サリームに対して、屋敷提供の代償に、それより広い代替屋敷の供与を申し出た。こうして、ムハンマド・マンスールは村長ケムヤであり、彼の父は当時村の裁判官クダイであったところから、イマール・サリームは彼らの度重なる要求を断わりきれず、(彼らに対する)恐怖(Fears)から、代替屋敷供与を条件に当該屋敷を彼らに提供した。(これは屋敷の交換であるから)イマール・サリームはそのためは一切の金銭を取得しなかった。(以上が自分の知っている事実であるが、こうした知見とは別に、)自分の名前が当該文書に証人として記載されようとは思ってもみなかったし、当該文書作成に証人として立ち会ったこともなかった。ましてや、当該屋敷の売却に協力したなど論外である。》[Ⅲ 2—6]

《ムハンマド・マンスール、彼の父、そしてムハンマド・ハリールの三名がともに村内に居住していた時、ムハンマド・マンスールは、イマール・サリームの屋敷の取得を望み、彼に対して、一八〇キェルシュをムハンマド・ハリールからの当該屋敷購入代金だとして手渡そうとした。ところが、イマール・サリームはその受け取りを断わり、(金銭に代わる、)代替屋敷の供与を要求した。そのため、上記代金はムハンマド・マンスールと彼の父のところに留め置かれ、そのかわり、(当該屋敷の提供に対する見返りとして)イマール・サリームには代替屋敷が供与された。そして、当事者たちによって、その旨しかるべき文書が作成された。》[Ⅲ 6—8]

《ムハンマド・マンスールの姻族(In-laws)ムハンマド・ハリールは、イマール・サリームの妻名義の六〇ズィラーウの屋敷を取

得し、それを自分の屋敷に併合することを望んだ。そこで、彼はイマール・サリームに、当該屋敷購入代金として一八〇キユルシユを与えた。ところが、イマール・サリームは、その代金をそのままムハンマド・マンストールに手渡しして、(ムハンマド・ハリールに売却した屋敷に代わる)新たな屋敷の取得を望んだ。しかし、ムハンマド・マンストールはこの代金を受け取らなかつた。というのも、ムハンマド・マンストールにいわせれば、(ムハンマド・ハリールがイマール・サリームの屋敷を取得し、イマール・サリームがそれに代わる屋敷を手に入れるのに)当該屋敷を売却する必要はなく、(双方が屋敷を提供し合つて)屋敷交換をすればよい、というのである。そうすれば、当該屋敷はムハンマド・ハリールに引き渡されるが、(イマール・サリームがその見返りとして代替屋敷を手に入れる限り)それは屋敷交換による引き渡しであつて、売却による引き渡しではなく、(それ故、金銭の授受の必要はない。)ムハンマド・ハリールが作成した文書<sup>フシヤ</sup>については、それは、ムハンマド・ハリールの要請に基づいたものであつたが、実際にそれを作成したのは、ムハンマド・マンストールの父であつた。ただし、我々が当該文書について知っているのはこれだけであつて、それが屋敷交換文書として作成されたのか、それともその他の形式でもつて、(つまり屋敷売却文書として)作成されたのかについては、我々は関知しない。〔Ⅲ 8—12〕

以上、五名の証人の陳述は、告訴者の主張にそつた内容から被疑者の主張に近い内容まで、その内容に大きな違いがみられた。そこで、こうした差異をただすために、県庁に対して、一二七〇年ラビウⅡ月九日(一八五四年一月九日)、一二七〇年ジュマダーⅠ月一日(一八五四年二月一三日)と再三、第六の証人ハサン・アルバグーリー<sup>(15)</sup>の出頭命令が出されたが、とうとう彼は出頭しなかつた。そこで、当局は最後に、ムハンマド・マンストールに対して、前記陳述のなかで、幾人かの証人によって彼の手に渡つたとされた当該屋敷売却代金一八〇キユルシユについて、その授受の真偽をただしたところ、ムハンマド・マンストールの供述は以下の通りであつた。

「証人たちの陳述は事実と反している。自分が金銭の授受に関与したのは、イブラーヒーム・パドルの屋敷の売却においての

みであり、その際前金としてたてかえた一三〇キェルシユの金額は、その後イマール・サリームから返済された。〔Ⅲ 14—19〕さて、以上の調査結果を踏まえて、当該訴訟に対して当局が下した判決は、以下のような内容のものであった。

《まず、半フェッダーンの土地については、イブラーヒーム・バドルの陳述内容が事実であることは、調査の結果明らかである。そこで、県庁によって、イブラーヒーム・バドルの父がかつて当該地を担保に供与したという債務の額が調査され、この額からムハンマド・アッシャハービーが代納したイブラーヒーム・バドル名義の税滞納額を差し引いた残りの金額が、当該地を没収し、そこに墓地を建設した張本人である村長ムハンマド・マンスールから徴収される。そして、イブラーヒーム・バドルがムハンマド・アッシャハービーから当該債務の弁済を受けていないことが確かめられたならば、この金額は、彼の要求通りに、イブラーヒーム・バドルに引き渡されることになる。》

次いで、イブラーヒーム・バドルの屋敷については、(すでに指摘したように)この件に関する最重要証拠である当該屋敷売却文書なるものは、真正の裁判所文書とはみなしがたい。そもそも、この文書は一二六八年ジュマダー1月(一八五二年二月三月)に作成されたとなっているが、イマール・サリームの陳述によると、当該屋敷が彼に引き渡されたのは一二六九年ジュマダー1月(一八五三年二月三月)であった。こうしたことから、おそらく当該文書は、県庁によってその提出が要請された時、あわてて作成されたものであろう。これに対して、ムハンマド・マンスールは、当該文書の真正性を主張し、その主張を当該文書に名がみえる証人たちの陳述に基づかせようとした。しかし、彼の主張を裏付ける陳述をした証人は、ムハンマド・マンスールの親族あるいは姻族であり、彼らの陳述の信憑性は疑わしい。ともかく、ムハンマド・マンスールの陳述は首尾一貫せず、矛盾が多い。こうして、告訴者、証人たちの陳述と照し合わせてみる時、ムハンマド・マンスールの当該屋敷売却に関する陳述は虚偽である、とみなざるをえない。また当該屋敷はイブラーヒーム・バドルと彼の二人の兄弟によって共同所有されており、法的にみても、二人の兄弟の同意のない当該屋敷売却は認められない。以上から、当該屋敷は、その本

来の所有者 (almalik al-ash) であるイブラーヒーム・バドルおよび彼の二人の兄弟に、それがムハンマド・マンスールからイマール・サリームに与えられた時の状態で、返還される。その際、当該屋敷売却文書のなかで、イマール・サリームからイブラーヒーム・バドルに支払われたと述べられている一三〇キェルシュについては、実際にはこのような金銭の授受の事実はなかったことから、問題はないが、ムハンマド・マンスールの父が代納したという九九キェルシュ二〇フィッダのイブラーヒーム・バドル名義の税滞納額については、村落納税簿 (Jarayid al-mal wa-lirida bi-l-najya)<sup>16)</sup> でのその額の確定およびイブラーヒーム・バドルによるその額の確認を待って、しかるべく弁済されなければならない。

最後に、イマール・サリームの屋敷については、それがイマール・サリームの妻ナフィーサの所有物であることは、調査の結果明らかである。そして、イマール・サリームの陳述、彼の息子スレイマーンの陳述、証人たちの陳述、そしてムハンマド・マンスールの首尾一貫しない陳述、以上すべてを勘案した時、ムハンマド・マンスールによる当該屋敷取得は、イブラーヒーム・バドルの屋敷についてと同様、イマール・サリームの意志に基づく売却によつてではなく、ムハンマド・マンスールからの「強制」による没収であつた、と結論することができる。確かに、ムハンマド・マンスールは、この結論を否定する根拠として、ムハンマド・ハリール所持の当該屋敷売却文書を提出した。しかし、この文書は、ムハンマド・ハリール、彼の姻族ムハンマド・マンスール、そしてムハンマド・マンスールの父で当時村の裁判官<sup>カヂ</sup>であつたマンスール・ムハンマドが示合わせて作成したものである。以上から、当該屋敷は、イブラーヒーム・バドルの屋敷に関する判決に準拠して、彼女がいまだ本来の所有者である限り、彼女の権利として、それが没収された時の状態で、イマール・サリームの妻に返還されなければならない。その際、ムハンマド・ハリールがその購入代金として支払つたという一八〇キェルシュについては、証人の陳述によつて、それがムハンマド・マンスールによつて着服されたことが明らかになつた以上、当事者すべてがその権利を満すべく、ムハンマド・マンスールはそれをムハンマド・ハリールに払い戻さなければならない。〔Ⅲ 19—IV 3〕

1 一フェッダーン一・〇三八エーカー。

- 2 本文では、姻族を意味する単語として、*nasib* と *shir* が同義に用いられている。
- 3 この村落については、第一節註2を参照のこと。
- 4 ガールカについては、拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」七九—八三頁を参照のこと。
- 5 近代エジプトにおける衛生・保健制度については、以下の文献を参照のこと。Ahmad M. Kamal, *majma'at al-qawamin wa al-lawā'ih al-shihya al-ma'mal bi-ha fi misr*, Cairo, 1935.
- 6 村落共有地については、拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」三一—三三頁を参照のこと。
- 7 一エジプト・ポンド＝一〇〇キェルシマ。
- 8 測量単位。一ズィラーウ＝五八メートル。
- 9 この村落については、第一節註2を参照のこと。
- 10 保有地 (*gahar*)、本来の土地保有者 (*shihb al-athar alash*) の近代エジプト土地制度史上の意味については、以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」七〇—七八頁。
- 11 一リヤール＝二〇ズラ。一キェルシマ＝四〇ズラ。
- 12 税滞納 (*baqaya, khusum*) については、拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」九五—一〇一頁を参照のこと。
- 13 別の箇所では *monsak (jami)* となっている。
- 14 一キェルシマ＝四〇フィッダ。
- 15 文字通りには、バークール村のハサンの意味。バークール村については、第一節註2を参照のこと。
- 16 *mal* は土地税の意味。*frida* は「一種の所得税であるが、その実態は必ずしも明らかではない」。Clot-Bey によれば、この税は都市では個人単位で、そして農村では家単位で課せられたと云う。A. B. Clot-Bey, *Aperçu Général sur l'Égypte*, Vol. 2, Bruxelles, 1840, pp. 156-7, Y. Artin, *La Propriété Foncière en Égypte*, Le Caire, 1883, pp. 133-54.



### 三 事例2——アブドゥル・ワッハープ・ムスリム訴訟——

この事例は、本稿で紹介する三つの事例のうち、最も単純な構造をもつ訴訟である。そのため、その調査報告も他の二つの事例のそれに比して非常に短く、叙述も錯綜しておらず、内容理解も比較的容易である。以下、叙述の順序にそつて、当該報告書の内容を紹介していこう。

アブー・スィネータ村の故住民アブドゥル・ワッハープ・ムスリムの四人の遺族、つまり娘ジャルカス（既婚）、ミナトゥッラー、幼い息子ユースフ、そして妻アマナは、財務省に対して、彼らの権利を主張する以下のような内容の告訴 (Trib) を行った。

《アブドゥル・ワッハープ・ムスリムは一二六四年（一八四七—四八年）死亡し、我々は故人の死後、彼が残した三〇〇ズィラーウの屋敷と四フェッダーンの土地を保有していた。ところが、村長ムハンマド・マンスールは、我々に難癖をつけ、当該屋敷を破壊し、そこにあつた樹木を取得した後、その敷地を彼の屋敷の一部として併合した。と同時に、ムハンマド・マンスールはまた四フェッダーンの土地をも没収し、我々をそこから遠ざけた。（以上は不法な行為であり、）我々は、この訴え (da'wa) が調査され、我々にしかるべき権利が与えられることを要求する。》〔W5—7〕

さて、この告訴に対する被疑者ムハンマド・マンスールの弁明は以下のようなものであった。

《確かに、四フェッダーンの土地は自分の占有下にある。というのも、その一部は、一二五〇年（一八三四—三五年）以前にまだアブドゥル・ワッハープ・ムスリムが生存中、（質権設定 (shar'ika) 契約に基づき、）当該地保有者 (sahib al-athar) に

あつた彼への債務<sup>デット</sup>貸与に対する担保として取得したからであり、他の部分もまた、当時土地耕作・納税義務を履行し得る者がいなかったところから、国家 (English) の要求に應じることができなかったアブドゥル・ワッハブ・ムスリムによつて残された彼名義の二二五二年(一八三六—三七年)、二二五四年(一八三八—三九年)度の税滞納 (Back-pay) を(納税連帯責任制度のもとで)肩代わりした代償として取得したからである。(このように、当該地占有に關して、自分はやましいところは伺もない。もつとも、そのために当該地の保有権が自分に移転されたわけではない。)そこで、アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの死後、現在まで生存している彼の兄弟イブラヒム・バダウィーに対して、(故人の幼い息子の代理人 (agent) として) 当該地を耕作し、そこに課せられる税を支払うよう提案したのであるが、彼はこの提案を拒否した。(そこで、当該地は自分の占有下に置かれることになつたのである。)

また、(屋敷については) アブドゥル・ワッハブ・ムスリムが残したのは、故人の死後告訴者たちが保有していた屋敷ではなく、一階二室、二階一室からなる建物を含む約六〇スイラーウの別の屋敷である、ということが明らかになつた。そこで告訴者たちはこの屋敷に移り住み、この点を確認すべく、現在自分が保管している屋敷交換文書<sup>ドキュメント</sup>が作成されたのである。その際、自分は彼らから報酬を一切受け取らず、そればかりか逆に、アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの幼い息子とその母に対して、年々必要な糧食を提供してさえる。そして、アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの兄弟であり、彼の息子ユーセフの叔父 (uncle) であり代理人<sup>アグエント</sup>でもあるイブラヒム・バダウィーは、以上のことを了解している。

ともかく、この告訴は、(アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの直系子孫である) 彼の息子とその母からなされたものではなく、バダウィー・ベリンの教唆によつて、故人の二人の娘によつてなされたものである。(このように、この告訴の背後にはバダウィー・ベリンの邪悪な思惑が働いているが) 自分としては、告訴者たちがこへきて土地耕作・納税義務を履行できるようになり、また、彼らがかつて自分が故人のために便宜を計つた債務<sup>デット</sup>、滞納税<sup>バックペイメント</sup>を弁済するといふのであるならば、彼らに対して当該地を返還するのによぶさかではない。また同様に、彼らが保有していた屋敷も、現在に至るまで手がつけら

れず、そのままの形で残されており、(彼らの要請に応じることができぬ)〔V 8—14〕

このムハンマド・マンズールの弁明に対して、告訴者の一人、故アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの娘ジャルカスは、以下の如き反論を行った。

《ムハンマド・マンズールの陳述は事実に反する。アブドゥル・ワッハブ・ムスリムは、彼のもとに保管されているという(上記屋敷交換)文書のためにムハンマド・マンズールに拘束されることはなく、また、死後彼に対して何の負債も残していない。我々が保有していたのは三〇〇ズィラーウの屋敷であり、自分と残りの遺族たちはそこに居住していた。また、そこには二五〇〇キェルシユ相当の樹木もあった。ともかく、ムハンマド・マンズールは、家捜しし、がらくたをとり除いた後、当該屋敷を自分の屋敷の一部として併合したのである。

これに対して、確かにムハンマド・マンズールは、屋敷取得の見返りとして我々に代替屋敷を与えた。しかし、それは五〇ズィラーウしかなく、さらに、この屋敷はムハンマド・マンズール本人の所有物ではなく、現在この村落に居住していないアブドゥル・ラフマーンという人物の所有物である。このように、(ムハンマド・マンズールは色々と自分の行為について弁明しているが)彼の望みは、故人の屋敷を取得し、(遺産相続人には土地耕作・納税義務を履行し得る人間がおらず、さらに、幼い故人の息子の代理人となるべき故人の兄弟イブラヒム・バダウィーがこの義務を代行することを引き受けることはなく、それ故、現実には土地が自分の占有下に置かれる、ということを見越したりえで)我々遺産相続人が土地耕作によって生活をたてられるよう、当該地を故人の兄弟イブラヒム・バダウィーに押し付けることであつた)〔V 14—18〕

以上が告訴者と被疑者との間のやりとりであるが、このやりとりから、当局が調査すべきムハンマド・マンズールに対する容疑は、故アブドゥル・ワッハブ・ムスリムが残した屋敷および土地の不法没収容疑であることが明らかとなつた。そこで、まず当局は、屋敷没収容疑について、最も重要な証拠物件はムハンマド・マンズールが保管して

いるという屋敷交換文書である、との判断から、彼に對して当該文書の提出を命じた。こうして、当該文書は提出されたが、当局によるその鑑定結果は以下のようなものであった。

《この文書は、一二六九年ジュマードー月三日（一八五三年二月二日）の日付をもち、ムハンマド・マンズールと、この文書以外にも、（ムハンマド・マンズールが関与した幾つかの）文書においてその名がみえる、（バイ・アルアラブ村の法官）サーリム・フナイシエの署名がある。そして、その文面には、（ムハンマド・マンズールの父）マンズール・ムハンマドの子供たち、つまりムハンマド・マンズールと彼の兄弟アフィーフィー、ムハンマド・アブー・マズルーク、アリー、ファッターフと、故アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの幼い息子ユースフの公式な代理人イブラーヒム・バダウィーとの間に屋敷交換についての合意が取り決められたこと、その結果、代理人イブラーヒム・バダウィーは家屋つき地片を取得し、ムハンマド・マンズールと彼の兄弟たちは代理人イブラーヒム・バダウィーから家屋なし地片を取得したこと、そして、この取り決めはアブドゥッラー・ムスタファーとバドル・アッディープの立ち会いのもとなされたこと、が記載されている。しかし、この文書は、真正の裁判所文書 (hujja shar'iya) としては、次の二点において不完全である。第一は、屋敷の測量値とその値段の記載がないことであり、第二は、しかるべき資格をもつ信用のおける証人がいない、ということである。》〔V 18—23〕

そこで当局は、この鑑定結果を踏まえて、当該文書に関して、ムハンマド・マンズールに再度喚問したところ、彼は以下のように陳述した。

《自分は、この屋敷交換によって、何の利点も利益も得たわけではない。そこで、もし当該文書が、真正な裁判所文書として不完全であるというのであれば、（告訴者たちの要求通りに）、彼らに對して当該屋敷を、それを取得了時の状態のままて返還し、彼らが自分に、現在占有している屋敷を引き渡すことに依存はない。》〔V 23—24〕

以上、当局は屋敷没収容疑についての調査を終え、引き続き、土地没収容疑についての調査に移る。この四フェッ

ダーンの土地については、告訴者たちがムハンマド・マンズールによる不法な没収を主張しているのに対して、被疑者ムハンマド・マンズールは、債務貸与、税滞納代納という正当な手段での取得を主張している。そこで、もしムハンマド・マンズールの主張が正しいとするならば、債務貸与については、彼のもとに保管されているであろう質権設定契約文書の調査によって、また税滞納代納については、村落納税簿 (jardat al-mal wa-l-firda bi-nahiyah) の調査によって、彼の主張が裏付けられるはずである。こうして、当局は、ムハンマド・マンズールに対して質権設定契約文書の提出を命じ、提出後その鑑定を行うとともに、一二五二年(一八三六—三七年)、一二五四年(一八三八—三九年)度の村落納税簿の調査を実施した。そして、その結果は以下の通りであった。

《提出された質権設定契約文書は、アフマド・アブドゥル・ラウーフという人物の手によって、一二四六年サファル月五日(一八三〇年七月二十六日)に作成されているが、署名捺印は不明瞭である。その内容は、「ムハンマド・マンズールに対して、アブドゥル・ワッハブ・ムスリムから、四四七キユルシュ三〇フィッダの債務の担保として、三分の二フェッダの土地、三分の二アルデブ(1)の小麦、二分の一アルデブの大麦、そして三分の二アルデブの米が与えられる」というものであった。

次いで、村落納税簿の調査結果については、一二五二年(一八三六—三七年)度に関しては、この年一?キユルシュ二八フィッダのアブドゥル・ワッハブ・ムスリム名義の税滞納がムハンマド・マンズールの父の勘定でもって代納されたとなっている。しかし、一二五四年(一八三八—三九年)度については、いまだ県庁からこの年の村落納税簿が送られてきていないので、税滞納額(その他詳細)は不明である。》[V 24—28]

こうして、以上の調査過程をへて、当局は、当該訴訟に対する最終調査結果として、以下のような判決を下した。  
《その過程がどのようなものであれ、告訴者たちがその権利を主張している屋敷と土地は、現在ムハンマド・マンズールの

占有下に置かれていた。ところで、屋敷については、ムハンマド・マンズールは、それを取得した時の状態のままで、故人の遺族に返還することに同意している。そのため、当該屋敷は、故人の若い息子の代理人・故人の兄弟イブラーヒム・バダウィーの立ち会いのもと、故人の遺族に返還されることになる。ただし、もし当該屋敷から樹木その他が損失している場合には、ムハンマド・マンズールは、現物あるいは価格相当の現金でもって、しかるべく弁償しなければならない。同時に、故人の遺族も、県庁による村落住民への聞き取り調査の結果、もしそれがムハンマド・マンズールの所有物であるということになれば、ムハンマド・マンズールに対して、かつて当該屋敷の見返りとして彼から提供され、(現在居住している)屋敷を返還することになる。しかし、もしそれが、告訴者たちが主張するように、ムハンマド・マンズールの所有物ではないということが明らかになった場合には、その(真の)所有者が、この屋敷を取得する最優先者である。

一方、土地については、ムハンマド・マンズールがその合法的取得を主張するのに対して、故人の遺族はこの主張を否定している。そのため、しかるべき文書あるいは信頼し得る証人の供述によって、故人はムハンマド・マンズールが所持する質権設定契約文書に拘束されないし、死後彼に対して何の負債も残していない、という遺族の主張が確かめられた場合には、ムハンマド・マンズールの主張は認められず、以下のような手続きがとられることになる。つまり、もし故人の兄弟イブラーヒム・バダウィーが土地耕作・納税義務を履行することができ、また、当該地が本当に故人の保有地(estate)であることが県庁の調査によって明らかになったならば、遺族が要求するように、当該地はイブラーヒム・バダウィーに引き渡され、そこには彼の名義で課税がなされる。これに対して、事実は全く逆で、遺族の主張は根拠を欠き、ムハンマド・マンズールは、彼の父が故人のために便宜を計った債務(2)税滞納に対して権利をもつということであるならば、遺族はムハンマド・マンズールに対してしかるべき支払いをしなければならぬ。そして、土地そのものについては、それが故人の保有地である限り、土地法の規定に基づいて、彼が土地耕作・納税義務を履行できるならば、遺族の要求通り、当該地は孤児の代理人・故人の兄弟(イブラーヒム・バダウィー)に引き渡される。〔N 29—41〕

1 一アルデブル一五〇キログラム（小麦）、一二〇キログラム（大麦）。

2 当時施行されていた土地法は、一八四六年公布の第一土地法である。この土地法の翻訳は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」一二七—一三三頁。

#### 四 事例3——バダウィー・ベリーン訴訟——

この事例は、二〇年もの長い期間に亘る、そして多くの村落有力者たちを巻き込んだ大がかりな詐欺事件である。そのため、この事件の調査報告は、前記二つの事例のそれに比して圧倒的に長く、またその叙述も錯綜をきわめている。そもそも、当局による事件調査自体が告訴時から円滑に運ばれたわけではなく、後にみるように、一時は被疑者側の抵抗にあつて、この訴訟は葬りさられようとなされた。しかし、告訴者側の執拗な要請によって再調査が実施され、本節で紹介する調査報告書作成となつたのであつた。そこで、以下、先の二事例について以上に整理要約した形で、当該調査報告書の内容を紹介してみよう。

アブー・スイネータ村の住民バダウィー・ベリーンは、御上 (al-a'ab al-saniya) <sup>(1)</sup> に対して、故村民ムハンマド・アッディープの遺産相続に関する以下のような内容の告訴 (al-shikā) を行つた。

《母方のおじ (khal) の息子である兵士ムハンマド・アッディープは、子孫を残さずに死亡したが、死後九キース相当の遺産 (tirka wa mahya) <sup>(2)</sup> が残された。村長ムハンマド・マンズールは、(すでに死亡している) アイイシャという (故人の) 幼い娘がいまだ生存していると偽り、(この架空の相続人を通して) 上記遺産を三キース、次いで六キースと二回に分けて取得し

たのみならず、それを商會カンパニーへ投資することによって、(遺産相続人がいないため) 本来は國家ドイツ家がその取得資格者であるべき利子(Zinsen)までも約二〇年に亘って取得した。これは明らかに詐欺行為である。〔V 43—45〕

この告訴を受けて、主任補佐官閣下(al-bāshā bash mu'āwin janāb ashtā)は調査を指示、一二六九年ラジャブ月五日(一八五三年四月一三日)、被疑者ムハンマド・マンスールは連行のうえ審問をうけた。この審問に対するムハンマド・マンスールの弁明は、以下のようなものであった。

《バダウィー・ベリンの言っていることは戯言である。ムハンマド・アッディープの娘は一二六八年シャバーン月二五日(一八五二年六月一五日)に死亡した。(死後、当該利子取得資格者がいなくなったところから) 彼女が保管していた(カンパニー)の利子債券(Shares)が、彼女の(当該利子取得)代理人アフィーフィー・サイーファーンの手から回収され、県庁に送付された。(以上、自分が承知しているのはこれだけである。) 自分がこの事件に無関係であることは、上記アフィーフィー・サイーファーンに聞いてもらえば分かることである。〔V 46—48〕

そこで当局は、この弁明を受けて、告訴者バダウィー・ベリンに対して改めて自己の主張の裏付けを求めた。これに対して、バダウィー・ベリンは繰り返しムハンマド・マンスールの陳述内容を否定し、さらに以下のような爆弾発言を行った。

《遺産相続時点において、すでに死亡しているとされたために、当該遺産相続資格者から排除されていた) 故ムハンマド・アッディープの父は生存して村内に居住しており、その名をアブドゥルアル・アッディープという。同様に、(この告訴以前に死亡したとされている) 故人の妻アーイシャもまた現在に至るまで生存し、村内に居住している。〔V 48—49〕

このため当局は、(この爆弾発言の真偽を確かめるために) 県庁に対して、この故人の父と妻なる人物の(確認



と) 召喚を命じた。これに対して、県庁からは、返事として、村長老の一人ファッラーグ・アフマドの署名をもつ覚え書きが送られてきた。その内容は後に述べる通りであるが、そこには、その内容を確認するために、次の三つの回答が添えられていた。第一は、自分はムハンマド・アッディープの父ではない旨の村民アブドゥルアール・アッディープ自身による回答であり、第二は、召喚されたアイイシャなる人物は自分の姉妹ではなく、自分は彼女を知らない旨のアイイシャの兄弟(であるとみなされた)村民ラーシーン・サウディーによる回答である。この二人の回答には、その内容を保証するシヒーン・アルコム(3)の裁判官の署名がある。そして第三は、村落死亡者名簿(Daftar al-amwat bi-Jandiyah)によれば当該アイイシャは一二六八年シャアバーン月二五日(一八五二年六月一日)に死亡している旨の村落徴税人(Sarrat al-andiyah)による回答である。ともかく、この三つの回答が添えられた前記覚え書きの内容は以下の通りであった。

《村内に居住するアブドゥルアール・アッディープは故人の父ではなく、彼の父は三〇年以上も前に死亡している。召喚を命じられているアイイシャなる人物は、(故ムハンマド・アッディープの妻ではなく)その娘であるが、その彼女も一二六八年シャアバーン月(一八五二年六月)に死亡している。彼女はその時未亡人であり、年は四〇、死亡時に村落死亡者名簿に登録された。》〔W 49—54〕

以上の県庁からの返事をバダウィー・ベリーンに伝えたところ、彼は以下のように反論した。

《この県庁によってなされた調査(結果)は事実と反する。そして、このような結果になったのも、県庁の役人であるムハンマド・ハリールがムハンマド・マンスールの姻族(Qasib)であるからにはかならない。自分としては、あくまでムハンマド・マンスールに対して、故人の父と妻の財務省への出頭を要請する。》〔W 54—V 1〕

こうして、バダウィー・ベリーンは、再度主任補佐官閣下に対する陳情(Shakwa)のなかで、当該訴訟の調査続行を要請するとともに、立法委員会(majlis al-ahkam)に対しても、ムハンマド・マンスールの拘禁と当該訴訟の詳細な調査実施を申請した。さらに、以上に呼応する形で、バダウィー・ベリーンの兄弟でアブー・スイネータ村の村長老の一人であるムハンマド・ベリーンは、彼と彼の姻族ムハンマド・マンスールが示し合わせて自分を破滅させ、村落から放逐すべく不法な企みをしているとして、県庁役人ムハンマド・ハリールの職権乱用行為を御上に告訴(ayd)した。ここに、こうした度重なるベリーン兄弟からの苦情・要請に対して、御上は、財務省の副長官(wakil)あつて二六九年ラジャブ月一六日、二一日、二四日(一八五三年四月二四日、二九日、五月二日)付勅命によって、ムハンマド・マンスールの拘禁、アブー・スイネータ村・村落死亡者名簿と居住村民名簿(Daftar ta'ad al-nufus)の提出、そしてムハンマド・ハリールの不法行為の調査を命じることになったのである〔V 2—7〕。

さて、以上の告訴過程からも窺い知ることができるよう、この事件は実は大がかりな詐欺事件であった。このことを端的に示すのが、ムハンマド・アッディーブの遺産相続手続き過程が、その当初から告訴時点に至るまで、公文書館(al-dafatarkhane)などに保管されている一群の文書によって跡づけることができ、さらに、こうした文書群の内容から判断する限り、この遺産手続きは全く合法的にみえる、という事実である。そのため、ムハンマド・マンスールは自分の主張をこうした文書の幾つかに基づかせようとした。後にみるように、その結果は全く裏目にて、こうした文書の存在が彼の足元をすくうことになったのであるが、ともかく、ムハンマド・アッディーブの死後、文書によって跡づけることができる当該事件の経過は以下の通りであった。

《一二四九年ジュマダーⅡ月(一八三三年一〇—十一月)、ムハンマド・アッディーブがシリアで死亡。》

《二五〇年ジュエマダーII月末日(一八三四年一月二日)、ムハンマド・アッディープの遺族による遺産相続願いに対して、軍務省(al-jihadya)は、しかるべき法手続きを待つて、遺産を遺族へ引き渡すよう指示。》

《二五〇年シャバーン月一六日(一八三四年二月一八日)、カイロの大裁判所(al-mahkama al-kubra)において、アフマド・ムハンマドの息子・ブーラク造兵廠保安兵士ムハンマド・アフマド、故シャハータ・ハサンの息子オマル・シャハータ、サーリム・ジャウファルの息子サーリム、ムハンマド・ナーシフの息子アリー・ナーシフ、以上アブー・スィネータ村出身の四名を証人として、ムハンマド・アッディープの遺産相続に関する文書が発行される。その内容は、ムハンマド・アッディープの父はすでに死亡しており、残された遺産相続人は母カアバ、妻アーイシャ、娘アーイシャの三名である。なお、娘アーイシャは幼少であり、彼女の後見人(waqifa)として彼女の母、つまり故人の妻アーイシャが任命される、というものであった。》

《二五〇年シャッワール月二八日(一八三五年二月二七日)、妻アーイシャの兄弟オマル・サウデー、バードール村の裁判官ハサン・カッバーニー、アリー・ムスリム、以上三名の証人立ち会いのもとに、軍務省国庫より、それぞれの遺産取り分として、妻アーイシャに四一八キユルシュ八フィッダ、母カアバに七三二キユルシュ三五フィッダが支払われた。》

《翌日の二五〇年シャッワール月二九日(一八三五年二月二八日)、娘アーイシャに対して遺産残額二、一九五キユルシュニ七フィッダが支払われたが、<sup>(5)</sup>同額は、商會会計係(sariat al-kumbyaya)ハワガ・エクスンに手渡された。》

《二五〇年(一八三五年)から二二六四年(一八四九年)にかけて、妻アーイシャを受け取り代理人として、数回に分けて商會から利子総額二、五〇五キユルシュ三八フィッダが支払われる。》

《二六五年シャバーン月一五日(一八四九年七月五日)、ムハンマド・マンスール、アブー・スィネータ村・村長老ファッラド・アフマド、同ハサン・アブー・アッルス、以上三名を証人として、バードール村の裁判官ハサン・カッバーニーによって、<sup>(6)</sup>商會(カシメー)利子債券(sahh al-tayid)再発行願いに関する文書が作成される。その内容は、ムハンマド・アッディープの妻アーイシャ、彼女の兄弟オマル・サウデーがともに死亡。その際、妻アーイシャによって保管されていた利子債券が

紛失。ために、ムハンマド・アッディープの娘アーイシャの名義で新たな利子債券発行を申請する。なお、妻アーイシャに代わり、娘アーイシャの利子受け取り新代理人としてアフィーフィー・サイーフアーンを任命する、というものであった。』

《一二六五年（一八四九年）から一二六八年（一八五二年）にかけて、アフィーフィー・サイーフアーンを受け取り代理人として、二回に分けて商会から利子総額九四四キェルシェニニフィッダが支払われる。』

《一二六八年シャッワール月五日（一八五二年七月二四日）、ムハンマド・マンストール、<sup>ツヤイフ</sup>村長老ファッラーク・アフマド、同ハサン・アブー・アッルースを証人として、バングール村の裁判官ハサン・カッバーニーによって、一二六八年シャアバーン月二五日（一八五二年六月一五日）におけるムハンマド・アッディープの娘アーイシャの死亡を確認する文書が発行される。同時に、ムハンマド・マンストールの手によって、上記（商会）利子債券が県庁に送付される。』

《一二六九年ラジャブ月五日（一八五三年四月二三日）、バダウィー・ベリーンの告訴を受けて、財務省が当該事件に関して調査を開始する。》〔VII 10—26、VII 32—46〕

こうして、残された文書から判断する限り、ムハンマド・アッディープの遺産相続は、全く合法的であるかのように見える。ところが、先述したように、告訴者バダウィー・ベリーンは、この合法性を根底から否定する陳述を行った。つまり、遺産相続人として娘アーイシャが指定されたが、ムハンマド・アッディープは子孫を残さず死亡したのであり、また、告訴時点において死亡しているはずのムハンマド・アッディープの父、妻は、実際には現在に至るまで生存し、村内に居住している、というのである。そこで調査当局は、まず最初にアブー・スイネータ村関係者に対して、ムハンマド・アッディープの人間関係について審問して行く。その結果、以下の五点が確認された。

《ムハンマド・アッディープは妻アーイシャとの間に女兒アーイシャ、男児イブラーヒムを設けたが、この二児とともにムハンマド・アッディープの生存中に死亡しており、彼に子孫は残されていない。》

《一二五〇年（一八三四年）の遺産相続願い提出時においてすでに死亡しているとされ、遺産相続人から排除されたムハンマド・アッディープの父は現在に至るまで生存し、村内に居住しており、村民アブドゥルアール・アッディープこそその人である。》  
《一二五〇年（一八三四年）に遺産相続人の一人として指定されたムハンマド・アッディープの母は、彼の生存中に死亡してゐる。》

《一二五〇年（一八三四年）当時には生存していたため遺産相続人の一人として指定されたものの、一二六五年（一八四九年）には死亡したとされるムハンマド・アッディープの妻アーイシャは、上記アブドゥルアール・アッディープの姉妹の娘であり、現在に至るまで生存し、村内に居住している。調査時点での彼女の年齢は四〇代前半である。》

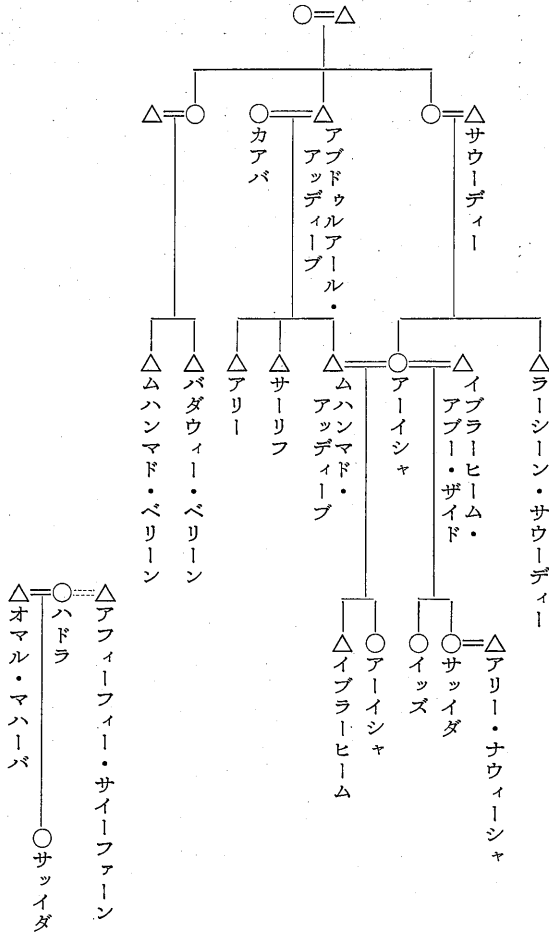
《一二五〇年（一八三五年）の遺産引き渡しに証人として立ち会いながら、一二六五年（一八四九年）には上記妻アーイシャとともに死亡したとされる彼女の兄弟は、現在に至るまで生存し、村内に居住しており、村民ラーシーン・サウーディーこそその人である。》〔V 22—26、V 29—35、V 44—50、VI 6—11〕

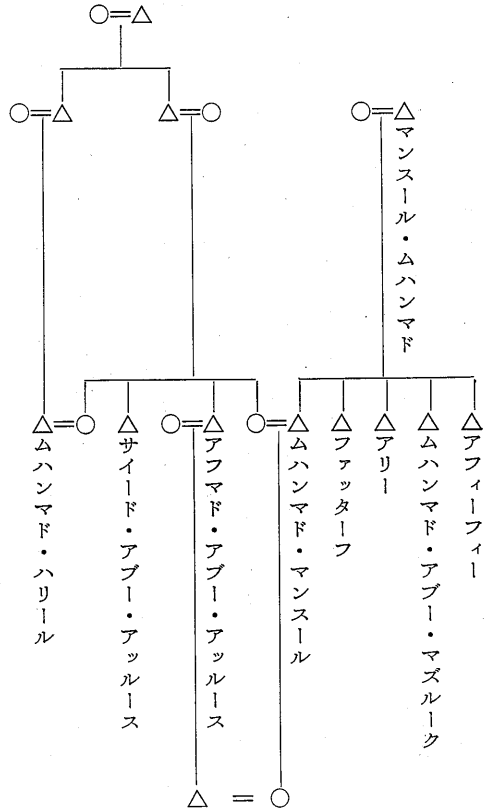
さらに、ムハンマド・アッディープの人間関係を調査する過程で、ムハンマド・アッディープの父とその妻の以下のような数奇な人生が明らかとなった。

《アブドゥルアール・アッディープは妻カアバとの間に三人の男児をもうけた。その一人ムハンマド・アッディープは、エジプトに徴兵制が施行されて以降、一貫して兵役に服し、ヒジャーズのジャリド地方、ギリシャのモレア地方（ペロポネソス半島）、シリアと転戦した後、シリアのアドナ地方で死亡した。ところが、彼がこの息子の死を知ったのは、死後およそ一年たつて、シリアでムハンマド・アッディープと生活をともにした兵士ムハンマド・アッハジャシュが、休暇のため一時帰省し、アブー・スィネータ村に数日滞在した際、彼との会話を通してであった。その際、彼は兵士ムハンマド・アッハジャシュに息子の遺産の有無を聞いたが、それはないと返事であった。以後、息子の死は異国でのこととて、息子に遺産があったなど知

るすべがなかった。

こうして、アブドゥルアール・アッディープは息子の一人をなくしたが、それでも彼にはまだ、サーリフ、アリーという二人の息子が残されていた。ところが村長老たち (Elders) はこの二人の息子をも相次いで徴兵にとり、その結果、この二人の男児もまた、サーリフはシリヤ<sup>シヤム</sup>において、アリーはカナテイル地方において死亡してしまった。そして、この二人の息子にもまた遺産があるとは聞かなかった。このようにして、三人の息子を徴兵にとられ、(村での生活手段を失った) アブドゥ





ルアール・アッディープは、離村と物乞いの生活を余儀なくされるに至った。

(その後彼は帰村したが、帰村直後) 村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンストールと他の村落有力者(mashaykh al-najiyah)との間に対立抗争が生じ、そのなかから息子ムハンマド・アッディープに遺産があった事実が漏れてたのであった。しかし、その際においても彼は、息子の遺産について深く追求することができず、また、県庁において息子たちに関する喚問を受けた時にも、ほかの二人の息子についてはしゃべったが、ムハンマド・アッディープについてはしゃべることができなかった。というのも、彼は貧乏な男(rajul faqir)であり、当該村落有力者たちからの嫌がらせを恐れ(khawf)たからであるという。さらに、当局が

ムハンマド・アッディープの遺産について調査に乗り出し、彼に対して召喚命令がだされた時には、彼は、ムハンマド・エフエンディ・ハリールの指示で近村ハームール村に匿われていたため、出頭できなかった。このように、(調査開始当初においては真実を陳述しなかったアブドゥルアール・アッディープであったが、現在息子ムハンマド・アッディープの遺産の存在が明らかになった以上)故人の妻アーイシャとともに、財務省に対して、商會ツァンバニからの利子を含む、当該遺産に対する彼らの権利を要求している。〔V 37—44、Ⅷ 3—8〕

《母方のおじ (Khalé) アブドゥルアール・アッディープの息子ムハンマド・アッディープと結婚した故サウディーの娘アーイシャは、夫との間に女兒アーイシャ、男児イブラーヒムをもうけた。しかし、この二児は、夫の生存中に死亡してしまつた。一二四九年(一八三三年)夫が戦地で死亡した時にはその死は知らされず、それを知つたのは、およそ一年後、上記兵士ムハンマド・アッハジャシュを通してであつた。夫は異国で死亡し、彼女はその傍らにいなかったのだし、また、彼女にその存在を教えてくれるような(頼りになる)人物などいなかったから、彼女は夫に遺産があつたことなど知るよしもなかった。

ともかく、夫の死が公式に確認された後、彼女はカフル・アルバード(8)村住民イブラーヒム・アブー・ザイドと再婚した。というのも、彼女は「貧乏」であり、その時点で夫に遺産があるなど思いもよらなかつたからである。こうして、彼女は新しい夫とともにカフル・アルバード村に住むことになった。そのため、彼女の不在中、アブー・スイネータ村で、前夫に架空の娘がたてられ、残された遺産に対して相続願いが提出されていたなど知るよしもなく、彼女はこの件については一切関与していないという。そして、その間彼女は、第二夫イブラーヒム・アブー・ザイドとの間に、サッイダ、イツズという二人の女兒をもうけた。

ところが、第二夫イブラーヒム・アブー・ザイドもまた死亡してしまつた。そこで彼女は、二人の娘とともに再びアブー・スイネータ村に帰り、そこで二人の娘を育てることになった。二人の娘のうち長女サッイダはすでに成人しておよそ二〇歳、



アブー・スイネータ村住民アリー・ナウィーシャと結婚し、夫とともにアブー・スイネータ村に居住している。一方、次女イッズはいまだ幼少であり、母アーイシャと生活をともにしている。ともかく、こうして彼女は、一二六九年シャアバーン月（一八五三年五月六月）に財務省へ召喚されるまで、前夫の遺産に対して詐欺行為が計られていたことなど一切知らなかったという。そして彼女は、この詐欺事件の首謀者をムハンマド・マンスールの父およびムハンマド・マンスールとみなしている。というのも、当局が当該詐欺事件の調査に乗り出し、彼女に対して召喚命令がだされた時、彼女はムハンマド・マンスールの姻族ムハンマド・エフェンディ・ハリールの屋敷に匿われていたからである。〔V 26—37、VI 3—6、VI 11—12、VII 51—VIII 3〕

以上、アブー・スイネータ村関係者に対する審問によってムハンマド・アッディープの人間関係を確認した調査当局は、次いで、アブー・スイネータ村・居住村落住民名簿と村落死亡者名簿の調査を実施した。その結果は以下の通りであった。

《居住村落住民名簿には、兵士ムハンマド・アッディープの妻、サウーディーの娘アーイシャ、享年四〇歳という記述がみえる。と同時に、村落死亡者名簿には、一二六八年シャアバーン月二五日（一八五二年六月一五日）における彼女の死亡が記載されている。ところが、すでに調査の結果から明らかなように、彼女は現在でも生存しており、彼女自身が財務省に出頭し、陳述しているのである。従って、先に提出された覚え書きは全くの偽りの報告である。実際、その覚え書きの内容を確認するために添えられた回答の一つを執筆した村落徴税人とは、調査の結果、村落徴税人本人ではなく、彼の兄弟の息子であることが判明している。そして、このような偽りの報告書が提出できたのも、県庁役人であるムハンマド・ハリールがムハンマド・マンスールの姻族であるからである。こうして、上記覚え書きにみられる虚偽の証言はすべて、村長<sup>ウムヤ</sup>であることを利用した、ムハンマド・マンスールによる「威し」と「強制」の産物である、とみなされ得る。〔V 13—16、VI 16—20〕

さて、こうした一連の調査結果は、被疑者ムハンマド・マンスールにとって、きわめて不利な内容のものであった。そこで当局は、彼に対して、多くの容疑のうち、とりわけ重要と判断された以下の三点について喚問を実施した。第一は、架空の娘アーイシャの擁立工作容疑に関するものであり、第二は、商会からの代理人を通しての利子取得容疑に関するものである。そして第三は、一二六八年（一八五二年）、妻アーイシャの死亡届を出し、村落死亡者名簿にその旨記載しておきながら、同年、（この妻アーイシャではなく、）娘アーイシャの死亡を内容とする文書を作成していることの矛盾についてであった。この三点についてのムハンマド・マンスールの陳述は以下のようなものであった。

《自分はこの事件の詳細を知らない。しかし、（さまざまな情報から判断して）故人に娘がいると言いだしたのは、当時まだ生存していた故村民オマル・マハーバであると思われる。というのも、（文書では、当初妻アーイシャが商会からの利子受け取り代理人となっていたが、）実際にはこの人物こそが代理人となって利子を取っていたからである。このように、架空の娘擁立という工作は、このオマル・マハーバと故人の遺族とが結託して企てたものと考えられる。ともかく、ムハンマド・アッディープの死は自分が村長老に任命されるか以前のことであり、故人の遺産は異国に残されていたこととて、（村長老でない）自分が、（故人の死を利用した）このような架空の娘擁立工作などできょうもなかった。》

《自分がこの事件にはからずも関与したのは、一二六五年（一八四九年）において、利子債券 (Interest Bonds) 再発行願いとアフィフィー・サイフアーンの新代理人任命を内容とする申請が県庁に提出された時であった。この時、オマル・マハーバの妻ハドラと彼女のおば、そして一人の娘、以上三名が県庁に当該申請を行ったのであるが、自分はいえ、その時（偶然に）公の仕事のために県庁へ出かけており、この申請の現場に立ち会ったのである。こうして、自分は、（事情を全然知らないまま）上記ハドラと彼女のおばが願い出るままに申請書を作成し提出したのである。》

《（一二六八年（一八五二年）、現存している妻アーイシャの死亡届を提出したといわれているが）自分は、村落死亡者名簿

に彼女の名前を記載する時、その場に立ち会わせてはいなかった。また、同年、娘アイシャの死亡を内容とする文書を作成したとされているが、自分はただ、上記オマル・マハーバの妻ハドラと現在の利子受け取り代理人アフイーフィー・サイーフアーンのいうがままにそうしたのである。このハドラとアフイーフィー・サイーフアーンは、一連託生であり、両者は数日後に離婚したものの、一二六五年（一八四八—四九年）には結婚した仲である。そして、この両者こそ、（娘アイシャが死亡したとして）、利子債券を自分のもともって来たものであり、そこでただ自分は、（娘アイシャが死亡した以上、ムハンマド・アッディープの）遺産相続資格者は現存せず、当該利子取得の権利は国庫に回収されることから、国家権利の保護のため、上記文書とともに、この利子債券を県庁に送付したのである。というも、当時、（当該利子取得資格者の一人であるはずの）ムハンマド・アッディープの父は、長らく他の村民と一緒に離村し、村には不在であったからである。（一方で妻アイシャの死亡届をだしておきながら、他方で自分に娘アイシャの死亡を報告した当該事件首謀者の意図は、おそらく、死亡したと申し出た）当の妻アイシャが生存していることが明るみにでたため、（名前が同じであることを利用して）妻アイシャと娘アイシャを混同させることによって、（村落死亡者名簿の記載内容と当局への提出文書の内容との間に辻褃を合わせ、犯行を隠滅させることであった）と考えられる。ともかく、自分は、故人の遺産の存在を今の今まで知らなかったであり、当該利子を不法に取得するなど思いも及ばないことである。』〔VI 20—32、VII 6—8〕

つまり、ムハンマド・マンスールは、当該詐欺事件を、故オマル・マハーバ、その妻ハドラ、そしてアフイーフィー・サイーフアーンという当該利子受け取り代理人たちと、ムハンマド・アッディープの遺族たちの共同謀議による犯行と主張したのである。そこで当局は、この主張に対する上記代理人たちの意見を求める。その結果、まずアフイーフィー・サイーフアーンは、以下のような内容の陳述を行った。

《自分に代理人となるよう要請したのは村長<sup>カムヤ</sup>ムハンマド・マンスールであり、彼が自分に、ラーシーン・サウディーの姉妹

アイシヤを故人の娘だと教えたのである。また、商會カブネに保管されている、彼女が故人の娘であるとの内容をもつ申請書・文書シヤに署名したのも、すべてムハンマド・マンスールである。自分は、先の審問で、当該アイシヤは故人の娘であると答えたが、それは、自分が一介の「農民」であるのに対して、ムハンマド・マンスールは「村長ウムダ」であり、「自分の地区ヒツツヤの村長老ツツヤイフ」であるからである。自分は彼に「従属」しており、彼の言葉に逆らうことはできない。》

《自分が代理人となつたのは、先の代理人オマル・マハーバが死亡した一二六四年（一八四七—四八年）以降のことである。オマル・マハーバが死亡した時、利子債券が紛失してしまつた。そのため、オマル・マハーバの妻ハドラは、ムハンマド・マンスールの指示で、彼女のサッイダという名の娘を故ムハンマド・アッディープの娘であると偽り、娘アイシヤの名義で、(そして、自分を利子受け取り代理人として)、新たな利子債券発行の申請を行つた。こうして、ムハンマド・マンスールを証人として新たな債券が発行され、それに基づいて、二回に分けて商會から利子が支払われた。まず一二六五年（一八四八—四九年）、自分とハドラ、そして彼女の娘の三人がカイロへ赴き、第一回分として四〇〇キユルシユ余りの利子を受け取り、それはハドラへ手渡された。次いで(その後)自分抜きで、ハドラと彼女の娘は(再び)カイロへ赴き、第二回分として約六〇〇キユルシユの利子を受け取つた。》

《一二六〇年（一八四四—四五年）、自分は妻に離婚を宣告してしまつた。しかし、その後彼女と繕ツクリりを戻したいと考え、ムハンマド・マンスールのところへ行き、彼の意見を求めた。というのも、ムハンマド・マンスールは村のごたごたに裁定を与えるものであるからである。すると彼は自分に、離婚宣告を無効にするために再婚し、(すぐに離婚せよ、)さすればもう一度前妻と繕ツクリりを戻すことができる、と意見を与えてくれた。そこで、自分はハドラと一夜結婚し、次の日彼女に離婚を宣告した。(以上がハドラとの結婚の実態である。》

《(自分が代理人に任命される時)ムハンマド・マンスールは自分にアイシヤの死について何も言わなかつたし、自分もまた彼女を知らない。また、利子債券を保管していたのは自分ではなく、ムハンマド・マンスールであつた。確かに一二六五年

(一八四九年)の(利子債券再発行願ひ)申請書には自分の捺印があるが、その印鑑はムハンマド・マンスールが保管しており、自分がその存在を知ったのは、(利子受け取りのため)カイロへ赴いた際それをムハンマド・マンスールから手渡された時であつた。(この事実からも分るように)そもそも自分は、自分が知らないうちに、一二六五年(一八四九年)代理人とさせられていたのである。》

《ムハンマド・マンスールは、二回に分けてハドラに支払われた利子の取得を否定している。これはきわめて不誠実な態度である。また彼は、(もし自分がそれを受け取つたというのなら)その証拠となる文書をみせてみると主張しているが、一介の農民である自分が、村長であり村の調停者である彼に一体そのような文書を要求できるものであろうか。まして、女性となればなおさらである。》〔V 50—W 3, W 45—50〕

次いで、ハドラとその娘の陳述の内容は、以下のようなものであつた。

《一二六五年(一八四九年)における(利子債券再発行願ひ)申請および新たな利子債券の発行は、ムハンマド・マンスールの考えから、彼によつてなされたものである。そして、彼は、架空の娘アーイシャを擁立し、我々に、彼によつて代理人に任命されたアフィーフィー・サイーフアーンという人物と一緒に、利子を受け取るべくカイロへ赴くことを命じた。我々が二回に分けて受け取つた利子は、すべてムハンマド・マンスールに手渡した。第一回目はアフィーフィー・サイーフアーンの手から、そして、第二回目はハドラという彼の姉妹の手から。それ故、この利子に関して、自分のもとには何も残されていない。我々が二回にわたつて利子引き取りに立ち会つたのは、ムハンマド・マンスールからの「強制」によつてであり、彼からは何の報酬もなかつた。というのも、彼は村長であり、婦人である我々にとつて彼の命令は「法律」だからである。ともかく、上記アフィーフィー・サイーフアーンの陳述は正しい。》〔W 12—16〕

以上、ムハンマド・マンスールの主張と、アフィーフィー・サイーフアーン、ハドラの主張とは真つ向から対立し

た。そこで当局は、後者の主張を参考にしつつ、ムハンマド・マンズールに対して、彼の陳述にみられる多くの矛盾を問いただしていく。とりわけ、なぜ彼がこの事件を代理人と故人の遺族との共同謀議による犯行であると考えたのか、その根拠と、この犯行に加担した故人の遺族とは具体的には誰なのかを問いつめていく。その結果、ムハンマド・マンズールは前言を翻し、以下のような最終的自己弁明を展開した。

《先に、この事件を代理人と故人の遺族との共同謀議による犯行であるとした自分の主張は誤っていた。実は、あのような誤った主張を述べたのも、当時自分は拘禁され、さらにラマダーン月で断食をしていたために、精神が変調をきたしていたからである。》

《告訴者バダウィー・ペリーンは「うつけもの」であり、かつても、自分に対して五つの罪状を挙げて告訴したが、その結果は白であった。このことから分かるように、彼の言葉は取りあげるに足りない。》

《一二五〇年（一八三四年）の遺産相続文書に自分の名前がないことが端的に示すように、自分はムハンマド・アッディープ一族とは面識がなく、彼らを知るようになったのは、当該事件調査過程においてであった。これに対して、上記遺産相続文書の証人の一人サーリム・ジャウハルは、バダウィー・ペリーの姻族 (nashib) である。》

《生きてもいない娘アイシャの名義で提出された一二六五年（一八四九年）の（利子債券再発行願い）申請書、さらに、娘アイシャの死亡を報告した一二六八年（一八五二年）の文書において、自分が署名したのは、この二つがファッラーグ・アフマド、ハサン・アブー・アッルスという二人の村長老を証人とした信用のおける文書だったからである。》

《ともかく、ムハンマド・アッディープが死亡したのは、自分が村長老に任命されるるか以前のことであった。そのため、故人に娘がいると言いだしたのは当時生存していたオマル・マハーバである、と先に指摘したが、自分は、この故人の娘の生存という主張を、自分の前任の村長老たちから口頭で確認したに過ぎない。彼らは故人を知っており、兵士として故人を徵発

したのも彼らであり、彼らの言葉を疑うことなどできようか。そして、告訴者バダウィー・ペリーンの兄弟ムハンマド・ペリーンは、(自分とは異なり) 一二四五年(一八二九—三〇年)以来村長老職にあり、(すべてを知りつくした上記村長老たちの一人である。) 以上から、この事件は、バダウィー・ペリーンの教唆に基づく詐欺事件であると考えられる。〔V 18—21、VI 42—44、VII 16—19、VII 30—31〕

つまり、ムハンマド・マンスールは、当該事件を、代理人とペリーン兄弟との共同謀議による遺産詐取行為であると主張するに至ったのである。さて、こうしたムハンマド・マンスールの弁明に対する調査当局の最終的見解、つまり判決は以下のようなものであった。

《ムハンマド・マンスールは一二五〇年(一八三四年)の遺産相続文書に自分および彼の父の名前がみられないことを根拠に、当該容疑を否定している。しかし、村長職についたり、村での裁判を司るような人物は、村民にとって「父」のようなものであり、その企みの完璧を期すために、文書に自分たちの名前を記載させないようにできるものである。》

また、上記遺産相続文書の証人の一人サーリム・ジャウハルがバダウィー・ペリーンの姻族である、と主張することによって、ムハンマド・マンスールは、バダウィー・ペリーンの当該事件への関与を示唆している。そこで、この点に関してバダウィー・ペリーンの審問したところ、サーリム・ジャウハルなる人物は一二五〇年(一八三四年)以前に死亡しており、また、彼は自分の姻族などではない、という回答であり、この回答は二人の村民によって確認された。従って、ムハンマド・マンスールによる上記示唆は全く根拠がないものである。

ムハンマド・マンスールは、一二六五年(一八四九年)の利子債券再発行願い申請書、さらに、娘アイシャの死亡を報告した一二六八年(一八五二年)の文書に署名したのは、この二つの文書がファッラド・アフマド、ハサン・アブー・アッルスという二人の村長老を証人とした信用のおける文書だったからである、と責任を上記二人の村長老に転嫁する如き発言

をしている。そこで、この二人の村長老ムンシールにこの点についてただしたところ、署名はムハンマド・マンシールから求められたのであり、自分たちはそれがどんな内容の文書かを知らずに署名したのである、と供述した。というのも、命令伝達・情報提供など国事に関する業務は村長の仕事であり、読み書きができない彼らは、国事に関する文書の場合、その内容を確かめることのないまま、村長の要求するままに署名するのを慣行としていたからである。

最後に、一二六五年（一八四九年）の利子債券再発行願ひ申請に関して、ムハンマド・マンシールは、これをオマル・マハーバの妻ハドラとアフイーフィー・サイーフアーンの共謀と主張しているが、この主張は明らかにおかしい。というのも、彼は前記二者の共謀説を裏付ける事実として両者の結婚を指摘したが、書類調査結果によれば、アフイーフィー・サイーフアーンを新代理人として任命した利子債券再発行願ひ申請書が作成されたのが一二六五年シャアバイン月一五日（一八四九年七月五日）、この申請書に基づいて、商会から第一回目の利子が支払われたのが一二六五年シャワール月（一八四九年八月）であるのに対して、アフイーフィー・サイーフアーンがハドラと結婚したのは、それから約一年後の一二六六年ラマダーン月（一八五〇年七月）であったからである。また、前記利子債券再発行願ひ申請書には、アフイーフィー・サイーフアーン本人による新代理人となることを了承する旨の文言がないし、彼が申請書作成に立ち会ったか否かへの言及もない。

以上から、当初この遺産詐取は、ムハンマド・マンシールの父と外国人との共謀によって企及されたものであった、と判断される。このことは、商会からの利子債券がムハンマド・マンシール父の言いなりになるハドラのもとに保管されていたことからわかる。そもそも、当時村の裁判官であったムハンマド・マンシールの父は、読み書きができ、イスラム法の規定によく通じていたために、死者を生者と言いくるめたり、非親族を親族と偽ったりすることによって、虚偽の証拠をつくりだすことができた。そして、一二六四年（一八四七年）にハドラの夫オマル・マハーバが死亡し、利子債券が紛失した時、（死亡した父を跡いで）当該遺産詐取の首謀者となったのは村長ムハンマド・マンシールであり、彼はハドラと共謀して、一二六五年（一八四九年）、利子債券再発行願ひ申請書を作成した。以後、ムハンマド・マンシールが中心となってこの陰謀が進め



られたことは、一二六八年（一八五二年）に事実とは全く相反する、娘アイシャの死亡を内容とする文書が彼の手によって作成されたこと。当該訴訟に対する調査が開始された当初、彼は姻族ムハンマド・ハリールと共謀して、故人の父と妻アイシャを匿うことによつてその出頭を妨げ、また、虚偽の調査覚え書きを提出したこと。さらには、当初当該事件をオマル・マハーバと故人の遺族が申し合せて企てた犯罪であると主張しておきながら、当局の追求にあつたときさまその主張を撤回したことが示すように、彼の陳述内容は首尾一貫しない矛盾だらけのものであること、等々によつて明らかである。

こうして、当該事件は、ムハンマド・マンズール父子を首謀者とする、故ムハンマド・アッディープの遺産に対する悪辣な詐取事件である、と結論することができる。そこで、ムハンマド・マンズール父子がこれまでに取得した当該遺産および商会からの利子、総額四、六〇〇キルシュ三三三フィッダがムハンマド・マンズールから徴収される。（ここで、なぜ彼から父が取得した分まで徴収するかという点）ムハンマド・マンズールは、遺産相続人として、父から土地その他の財産を譲り受けたからである。そして、この徴収額は、娘アイシャの名義で商会に投資された二、一九五キルシュ二七フィッダともども、彼らの要求通り、イスラム法の遺産分割規定に基づいて、故ムハンマド・アッディープの二人の遺産相続資格者、つまり彼の父および妻アイシャに与えられる。その際、村落住民による証言によつて、ムハンマド・アッディープの母が彼の生存中にすでに死亡していたことを確認し、将来この点に関して異議申し立てが生じないようにしなければならぬ。また、上記犯罪の首謀者ムハンマド・マンズールに対しては、「刑法」<sup>(1)</sup>第八十五条の罰則規定に基づいて、一年間の禁固刑と村長職の免職措置がとられる。さらに、一二六五年（一八四九年）、一二六八年（一八五二年）にムハンマド・マンズールによつて作成された二つの文書のなかで偽りの証言を行った、ファッララグ・アフマド、ハサン・アブー・アッルースの二人の村長老に対して、「刑法」第三八条に規定されている偽証罪に基づいてスーダン流刑に処せられるべきところ、この点に関する彼らの弁明も無理からぬところがあり、彼らの罰則としては、村長老職の免職措置にとどめる。最後に、利子受け取り代理人のアフィーフ・サイーフアーンについては、村長ムハンマド・マンズールに対する彼の立場からして、彼の行動には情状酌量の余地が

あるものの、二度と同じ過ちを犯さないために、上記二つの文書ならびに一二五〇年（一八三四年）の遺産相続関係裁判所文書のなかで証人としてその名前がみえる人物たちとともに、一人あたり一〇〇回のムチ打ちの刑に処する。〔VII 2—12, VII 19—21, VIII 8—K 33〕

- 1 エジプト総督、具体的にはエジプト総督内閣 (al-matya al-saniya) である。
- 2 tirka wa mahiya とは、文字通りには「遺産と給与」である。後段 (VIII 33) にもう一つは tirka wa mukhalafat とある。mukhalafat は tirka と同様、遺産の意味。ともかく、当該報告書の内容からして、ムハンマド・アッディープが残したのは現金を中心とした動産であったようである。また、ここでは、遺産額は九キースとあるが、後にみるように、軍務省から故人の遺産として支払われたのは、六キース三四五キェルシニ三〇フィッダであった。一キース＝五〇〇キェルシニ。一キェルシニ＝四〇フィッダ。
- 3 この都会については、第一節註2を参照のこと。
- 4 この名前は明らかに、後に登場するムハンマド・マンズールの手先オマル・マハーバと、妻アーイシャの兄弟ラーシーン・サウ・ディーから捏造した偽名である。
- 5 この故人の妻、母、娘に支払われた金額は、それ自体取りあげてみるならば、完全にイスラム法の遺産相続分割規定に基づいたものである。その計算方法については、以下の文献を参照のこと。N. J. Coulson, *Succession in the Muslim Family*, Cambridge Univ. Press, 1971, pp. 50-51.
- 6 このカンパニーが具体的にどのような業務を行っていたのか、不明である。それ故、*ibid.* も一応利子と訳したが、その具体的性格は不明である。
- 7 この村落については、第一節註2を参照のこと。

8 この村落についても、第一節註2を参照のこと。

9 イスラム法において、この再婚手続きは女性に適用されるべきものである。それがここでは男性に適用されている。従って、この一夜婚は、村民アフィーフィー・サイーフアーンの無知による一幕の喜劇となっている。上記再婚手続きについては、以下の文献を参考のこと。遠峰四郎『イスラム法入門』紀伊国屋新書、一九六四年、四六頁。

10 アフィーフィー・サイーフアーンにハドラという姉妹はいない。これは明らかに偽りの陳述である。

11 残念ながら、現在までのところ、筆者はこの「刑法」が具体的にどの法律なのか同定することができずにいる。

## 五 村落有力者層の権力基盤

以上、アブー・スイネータ村報告書の内容を紹介した。この報告書に登場する村長ムハンマド・マンスールは、本稿の冒頭で指摘した、一九世紀後半以降地主層として台頭してくる村落有力者の典型を示しているように思われる。彼は、それがいかに小さなものであっても、自分の富・財産を増大させる機会を逃さなかったばかりか、蓄積した富を積極的に投資するほどに進取の気概に富んでいた。従って、当該報告書にみられるムハンマド・マンスールの権力基盤を抽出・分析することは、とりもなおさず上記村落有力者地主層の権力基盤の一端を明らかにする作業となるだろう。以下、当該報告書から知りうる一九世紀中葉エジプトにおける国家行政・裁判機構、村落社会構造、村落人間関係を順次抽出した後、こうした社会・国家構造、人間関係を背景に形成された村落有力者層の権力基盤の特徴を分析してみよう。

(一) 国家行政・裁判機構

当該報告書のなかで、国家行政機構に関して何よりも印象的なのは、通常の行政官僚機構とは別個に、あるいは、それと並行して、中央権力と末端地方行政単位、つまり村落とを直接結びつけるパイプが存在した、ということである。この機能を果たした機構とは、具体的には、エジプト総督内閣 (ma'ya saniya)、立法委員会 (majlis al-hkam)、地方監視局 (diwan al-tafish) などであり、これら機関は、エジプト総督に直属する形で、いわば私的法律・行政顧問団として設置され、通常の行政官僚機構を総合的に統轄し、通常の行政官僚機構では臨機応変に対処できない重要緊急法律・行政業務、およびそのための情報収集活動を行った。<sup>(1)</sup>

そのため、これら機関は、一方では、御上の命令をすばやく伝達する上意下達機構として機能するとともに、他方では、末端地方行政レベルの住民の不満を陳情 (shakwa)、異議申し立て・申請 (ard, irad) という直訴の形で吸い上げる機能を果たしたのであった。<sup>(2)</sup> こうして、これら機関は、ともすれば国家権力を背景に職権乱用行為に走りがちな村役人を含む地方行政官の利益渉猟の行き過ぎをチェックすることになったものと考えられる。実際、上記第三事例において、財務省―県庁という通常の行政ルートでの事件調査命令が被疑者側の抵抗で葬り去られようとした時、事件調査続行要請のために告訴者側が取った手段が、このエジプト総督内閣、立法委員会への直訴であった。

次いで、国家レベルの機構として注目すべきは、全国に張り巡らされた伝統的イスラム裁判制度である。確かに、当該報告書において表立っているのは、法律知識を独占している村落有力者によるこの制度の悪用、つまりこの制度の円滑に運用されざる否定的な側面である。しかし、同時に忘れてはならないのは、この伝統的イスラム裁判制度の

もとにあつて、こうした否定的側面は、上訴という形で上位裁判所に訴えることよつてある程度チェックし得たと、それ故、たとえ本人に法律知識がなくとも、もし彼がしかるべき人物に補佐してもらうならば、一介の農民でもこの制度を通して自らの権利を主張できた、ということである。

つまり、この制度は、上記行政機構と同様、両刃の剣のようなものであり、それを利用し得る立場にいる者にとつてうまいのある制度であつたが、同時に、それによつて自己の足をすくわれかねない危険な制度でもあつた。こうして、我々は、ムハンマド・マンスールのなかに、全く相反する二つの人物像をみることが出来る。第一は、村長としての權威を背景に、裁判制度を最大限利用して、高度な契約社会での犯罪と見紛う、文書偽造をはじめとした大がかりな知能犯罪をなし得る強いムハンマド・マンスールである。そして第二は、村長としての權威にも拘らず、裁判制度に依存してしか自分の意志を貫徹できない、そのため、文書偽造という危険を冒してまでどんな些細な行動をも文書に基づけざるをえない弱いムハンマド・マンスールである。

最後に、この伝統的イスラム裁判制度に関連して、以下の点を指摘しておきたい。筆者は先に、混合裁判所の判決文に依拠した論文において、一九世紀後半における大土地所有形成にともなつて、トルコ系支配階層所有の農場で働く農民たちが蒙つた境遇の変化の一端を分析した。そして、その結論の一つとして、一八七五年と一八八三年における混合裁判所と国民裁判所の設置に代表される近代的司法制度の成立が、結果として、土地争議の裁決をこれら書面審理を重視する近代的裁判所にゆだねることが出来る当時の地主層の権利を擁護し、文書作成に慣れ親まない農民を土地争議において不利な立場に置いたことを指摘した。<sup>(3)</sup>

ところで、筆者はこの結論を現在でも正しい思つている。しかし、アブー・スイネータ村の事例を前にして、この

結論を次のように修正すべきであろう。つまり、土地集積現象と司法制度との関連に関する上記結論は、ただ近代的司法制度についてのみあてはまるのではなく、伝統的イスラム司法制度についてもまた妥当すること、従って、上記結論の射程は、一九世紀後半の近代エジプト農村社会を越えて、それ以前の前近代エジプト農村社会にも及ぶ、ということである。そして、近代的司法制度を利用して一般農民に対して優位な立場に立って土地集積をなし得たのが主としてトルコ系支配階層であったのに対して、伝統的イスラム司法制度を利用したのは専ら村落有力者層であった。

## (二) 村落社会構造

アブー・スィネータ村報告書は、村落社会を構成していた社会範疇をきわめて類型的に提示することによって、この村落の社会構造に関して幾つかの興味ある情報を与えてくれる。この報告書に登場する社会範疇を整理すれば、以下の五つである。

第一はハワীগ(Hawā'ig)階層である。ハワীগとは外国人に対する敬称であり、当該報告書では、第三事例における商会カムニヤウラフの会計係としてでてくる。

第二はエンフェンディ(enfandi)階層である。エンフェンディとは、国家官僚機構内にポストをもつ人物、さらに一九世紀後半以降においては、西欧近代的知識を習得し社会的に高いプレステージをもつ職業に就いている人物に対する敬称である。当該報告書では、村長ムハムマド・マンスールの姻族・県庁役人ムハムマド・ハリールとしてでてくる。

第三は村落有力者層である。この階層は、次の一般村落住民とともに村落住民(alī al-nahīya)としてくくられることもあるが、ほとんどの場合、村長(ʿumda)、村長老(shaykh)、裁判官(qāḍī)、法官(faqīh)など、彼らの社会的地

位を示す職種名を冠されて言及される階層である。当該報告書においては、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンスールを頂点に、この階層に属する人物が多後登場する。なお、裁判官<sup>カザディー</sup>・法官<sup>フツキフ</sup>は、先に指摘した、エフエンディと呼ばれた西欧近代的教養を身につけた知識人と区別される、伝統的イスラム学の教養を身につけた知識人<sup>ウツマ</sup>である。

第四は一般村落住民<sup>(ahli alnahiya)</sup>である。彼らの大半は農民<sup>(fallah)</sup>であったが、当該報告書には、農民のほか、建築師、シーディー・マッシュアル廟の職員<sup>(khaddam)</sup>が登場している。

そして第五は、アブー・スイネータ村に居住しない非村落住民である。当該報告書では、とりわけ、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンスールの文書偽造に加担する近村<sup>カサデー</sup>の裁判官<sup>フツキフ</sup>、法官<sup>フツキフ</sup>として登場している。

以上、当該報告書には、アブー・スイネータ村社会を構成していた社会範疇が、実に見事に類型化されて提示されている。もし上記社会範疇に付け加えるものがあるとすれば、商人・行人、さらに、当時の史料において無頼の逃避民<sup>(talab)</sup>として登場し、後に法令において「定住せず、定職をもたぬ」浮浪の民<sup>(fasharrud)</sup>と定義されるようになるアウトロー、そして、しばしば彼らと行動をともにするはぐれ遊牧民<sup>(yuhann)</sup>の存在であろう<sup>(4)</sup>。

さて、アブー・スイネータ村社会はこうしたさまざまな社会範疇によって構成されていたものの、これら社会範疇のうち、村落有力者層および一般村落住民が一つのまとまった生活空間を形成していたことは明らかである。そして、この生活空間からは、第五の非村落住民はもろんのこと、第一・第二のハワীগ・エフエンディ階層も排除されていた。実際、ハワীগ・エフエンディという称号は、彼らが村落社会を越えたスケールをもつ人間であることに對する敬称には違いなかったが、そこには同時に、彼らが所詮はよそ者であることに對する揶揄の響きもこめられていた。これは、村長<sup>ウムダ</sup>、村長老<sup>シヤイフ</sup>など村落有力者の称号にはみられない点であった。また、村長<sup>ウムダ</sup>ムハンマド・マンスールが

第一事例において、彼が新参者であることをもって、イブラーヒーム・パドルの告訴の信憑性を否定しようとしたことが示すように、同じく村落住民であっても、昔からの古参住民と新参住民との間には何らかの差別があったであろう。

しかし、アブー・スイネータ村報告書を一読して最も印象的なのは、このように村落住民は一つの閉鎖的な生活空間を形成していたものの、それはあくまで心理的な閉鎖空間であって、社会機能的にみた場合、アブー・スイネータ村は実に対外的に開かれた空間である、ということである。この点については、先に国家行政・裁判機構を論じたなかで、この村落が当時全国的に張り巡らされた行政・司法機構の末端単位として位置づけられていたことを指摘した。しかし、アブー・スイネータ村が対外的に開かれた空間であったという時、それはこうした中央権力との関係のみにとどまるものではなかった。例えば、エフェンディ階層と村落有力者層の裁判官・法官フキヤフとが象徴しているのは、それぞれ村落・地域社会を越えた西欧近代的知識人社会と伝統的イスラム知識人社会である。さらに、ハワীগ階層が象徴しているもの、それはエジプトという国境をさえ越えた国際経済社会である。<sup>(5)</sup>

そして、こうした広域社会と交渉をもったのは、何も有力者たちばかりではなかった。一般村落住民もまた、通婚・交易を通して近村と交渉をもち、必要とあればカイロに赴く。離村を余儀なくされた村民が、帰村までの間生活の糧をえる場所はカイロであり、徴兵にでた村民が経験する世界は、アラビア半島、シリアなどエジプトの国境を越えたアラブ・イスラム世界である。<sup>(6)</sup> 筆者は別の機会において、エジプト村落が地縁、血縁、そして国家権力という三つの契機に基づく規制が集中して現象する生活空間である、と指摘した。<sup>(7)</sup> しかし、エジプト村落を規定するのに、この指摘だけでは不十分であり、次の点を付け加えなくてはならないようである。つまり、エジプト村落は、さまざま



まなレベルの心理的・社会機能的空間が折り重なって形成されている生活空間である、ということである。

### (三) 村落人間関係

史料解題で述べたように、その史料としての特異な性格から、当該報告書には、エジプト村落社会の人間関係について幾つかの興味ある事実がみられる。(なお、以下の叙述については、一九八一―九二頁に掲載された図を参照のこと。)

まず注目すべきは、村落社会の人間関係における姻戚関係の重要性である。これまで、エジプト村落住民の基本的人間関係として血縁的紐帯、とりわけ父系血統原理に基づく血縁的紐帯が指摘されてきた。事実、アブー・スィネータ村報告書において対立抗争している二つの有力家系、つまりムハンマド・マンスール父子一派とベリーーン兄弟一派の統合原理となっているのは、父系血統原理に基づく血縁的紐帯であろう。しかし、当該報告書において、こうした血縁関係と並んで重要な役割を担っているのは、婚姻に基づく人間関係である。とりわけ、大きな利害関係がからむような場合に、この人間関係の重要性がクローズアップされるようである。そして、その象徴が、村長<sup>ワムダ</sup>ムハンマド・マンスールと、県庁役人ムハンマド・ハリールとの間の姻戚関係である。

もっとも、姻戚関係の重要性は村落有力者間の人間関係に限られるわけではない。一幕の喜劇であるアフィーフイ・サイーフアーンの一夜結婚騒ぎの例にみられるように、一般村落住民についても、婚姻によって結ばれた者の証言は、親族の証言と同様、留保をもって聴きとられた。また、姻戚関係の重要性は法的にも制度化されていた。つまり、ムハンマド・アッディープの遺産相続訴訟に端的にみられるように、妻の遺産相続取り分はイスラム法によって決められており、さらに、父の死後残された幼い子供の後见人・代理人として妻の兄弟が任命されることが多かった。

そして、こうした婚姻について、これまで、エジプト社会で選好されるのは平行いとこ婚、それも父方平行いとこ婚、つまり父方のおじの娘 (Dint al-Yamm) である、と指摘されてきた。<sup>(9)</sup> 確かに、ムハンマド・ハリールの婚姻は、この父方平行いとこ婚である。しかし、ムハンマド・アッディーブの婚姻、ムハンマド・マンスールの姻族アフマド・アブー・アッルースの息子の婚姻は父方のおばの娘 (Dint al-Yamma) との結婚、つまり父方交又いとこ婚である。このように、当該報告書からみる限り、男性のエゴからみて、平行いとか交又いとかに関係なく、いとこ婚、それも父方いとこ婚が好ましい婚姻形態であったようである。

以上、事件調査時点を取りあげてみても、村落社会の人間関係において、親族 (qarib) と姻族 (nasab) との間、平行いとこ婚と交又いとこ婚との間に、圧倒的な選好度・重要度の差があるように思われぬ。まして、長いタイム・スパンで観察した場合には、この差は解消し、社会生活において上記二つの区別はほとんど意味をもたなくなるのではないかと想像される。というのも、エジプト村落社会において、村落内婚制<sup>コンドガリ</sup>が支配的であるからである。そして、以上の過程を垣間見させてくれるのが、ムハンマド・マンスールの息子と、彼の妻の兄弟アフマド・アブー・アッルースの娘との結婚である。

こうして、アブー・スィネータ村の人間関係は、その社会構造と同様、例えば父系<sup>アサ</sup>血統<sup>バブ</sup>原理など、何らかの一つの原理でもって人間関係の親近度を計れるような単純なものではなかった。おそらく、村落住民は、血縁・姻戚関係を基本的人間関係としながらも、その時その時の利害関係、目的に応じて、さまざまな契機によって結ばれた人間関係を使い分けていたのである。もっとも、だからといって、彼らがその場限りの人間関係を結んでいたわけでは勿論なく、その枠組は流動的であったとはいえず、彼らが人間集団を形成する際に基準となった幾つかの枠組は存在した。

以下、アブー・スイネータ村報告書から抽出できる、こうした人間集団の枠組を指摘してみよう。

第四節で詳しくみたように、第三事例は、故ムハンマド・アッディープの遺産に対する、周到に仕組まれた詐欺事件であった。ところで、なぜにこの事件が周到に仕組まれた詐欺事件であるかという点、この事件の首謀者ムハンマド・マンズール父子が、実に巧妙に、遺産相続資格者および彼らの近親者たちを、その利害関係の大きさに応じて、順次当該遺産から遠ざける手段を講じているからである。ということは逆に、ムハンマド・マンズール父子が人物を排除する順序が、その人物のムハンマド・アッディープに対する親近性の順序を示す指標である、ということになる。そこで、この点に注意して当該報告書を読むと、次のような人間グループを観察することができる。

第一は、父—本人—男の子供と続く男系の直系親族グループである。ムハンマド・マンズール父子にとつて、遺産を詐取する場合、このグループは第一に排除しなければならなかった。そもそも、ムハンマド・アッディープに子供、とりわけ男の子供がいなかった、という事実が、ムハンマド・マンズール父子にこの犯罪を思いつかせた原因の一つであったであろう。また、ムハンマド・アッディープの父がいかに巧妙に遺産相続人からはずされ、また息子の遺産に関する情報から遠ざけられたかは、すでに指摘した通りである。

第二は、本人の兄弟グループである。つまり、ムハンマド・アッディープの兄弟サーリフ、アリーがこのグループ成員に該当する。このグループは、イスラム法に規定された遺産相続資格順位においては、次に述べる遺産相続人グループの下位に位置する。しかし、遺産被相続人の死後、その父母に対しては扶養者として、またその子供たちに対しては後見人・代理人として、強い影響力を行使しえる立場にあった。こうして、ムハンマド・アッディープの二人の兄弟サーリフ、アリーは、ともに徴兵にとられることになったのである。

第三は、遺産相続人グループである。これは、前記第一の直系親族グループに、ムハンマド・アッディープの母、妻、女の子供を加えたグループである。当該事件では、イスラム法の遺産相続規定を最大限に利用して、彼女らの生死を偽りつつ、この三人の女性遺産相続人を通していかに巧みに遺産が詐取されたか、その手続きは先にみた通りである。

第四は、本人の父の兄弟およびその子孫たち、つまり父方のおじならびに父方平行いとこのグループである。もつとも、当該事例では、このグループの成員は登場しない。この事実が、ムハンマド・マンスール父子による当該遺産詐取計画を容易にした原因の一つであつたかもしれない。ともかく、もししつかりしたこのグループの成員が存在していたならば、彼はムハンマド・アッディープの遺族たちの境遇に無関心ではおれなかつたであろう。例えば、当該報告書の冒頭で指摘されているムハンマド・マンスールに対する七件の再調査中訴訟事件のうち、三件の告訴者は父方のおじ (Yamm) であることが (I 19—21)、これを示している。<sup>(10)</sup>

第五は、本人の妻の兄弟グループである。当該事例では、妻アーイシャの兄弟であるラーシーン・サウーディーがこのグループの成員に該当する。このグループの成員は、残された子供たちの後見人・代理人として、しばしば遺族たちに対して大きな影響力をもつことがあつた。実際、ラーシーン・サウーディーは、娘アーイシャの後見人・代理人としてではないが、本人の知らないうちに、娘アーイシャの後見人である妻アーイシャの代理人として任命されており、ムハンマド・マンスール父子は、詐欺計画遂行において、彼のこのグループ成員としての立場を悪用しているのである。そして、最後の第六グループとして、本人の父の姉妹の子孫たち、つまり父方交叉いとこのグループがあげられる。

当該事例において、このグループの成員として指摘できるのは、ほかならぬこのムハンマド・アッディープ遺産相続訴訟の告訴者、バダウィー・ベリー、ムハンマド・ベリーンのベリー兄弟である。そして、このベリー兄弟と

ムハンマド・アッディープの遺族との間の不可解な関係については、すでに史料解題のなかで述べた通りである。

#### 四 村落有力者層の権力基盤

それでは、ムハンマド・マンスールに象徴される、村落有力者層の権力基盤はどこにあったのだろうか。それを結論的に述べるならば、村長、村長老など村役人職への就任によって獲得された彼らの立場にあった、ということである。彼らは、村役人職に就くことよって、村落という生活空間と国家という権力装置とにまたがる立場にたつことができた。そして、この立場から、すでに指摘したような性格をもつ国家行政・裁判機構、村落社会構造、村落人間関係を、自己の権力拡大、資産増大のために最大限利用したのであった。実際、ムハンマド・マンスールの村落住民に対する権威は、専ら彼が村長老あるいは村長であることに存した。こうして、当局が、ムハンマド・マンスールの詐欺行為に加担した、あるいはムハンマド・マンスールに有利な偽証をした村民に対して喚問を実施した時、村民の自己弁明の言はきまっつて、「ムハンマド・マンスールが村長だから」あるいは「彼が地区の村長老であるから」というものであった。もっとも、この村役人職の権威の性格となると、誠に複雑である。村民は、この権威を「強制」、「恐怖」という言葉で表現している。このことから、村民は、村役人職の背後に村落社会を越えた国家権力の存在をみていたことだろう。しかし同時に、村長職に就く者は、村内でのごたごたを調停する者であり、村民にとって「父」のような存在であるとも表現されている。村落有力者と村落住民との間のこのような関係を一言で述べるならば、パトロン・クライアント関係という表現が最も適切であろう。実際、村落住民は、ムハンマド・マンスールに対する自己の立場を規定するのに、「農民」という言葉のほか、「貧乏人」、「女性」という言葉を使って、自分たちが保護されるべき弱い立場

にあることを強調している。と同時に、ムハンマド・マンスールもまた、第二事例における遺族の幼い息子とその母に対する定期的な糧食提供の主張にみられるように、自分を保護者として訴えようとしている。

ともかく、このように、村落有力者は村落という生活空間と国家という権力装置とにまたがった存在であるとはいえず、彼らの権威のなかに、この二つの世界に基づく権威がそれぞれ独立して並存していたというわけではなく、村落生活空間と国家権力装置という二つの契機が分かち難く絡まりあつて村落有力者の権威が成立していた。そして、こうした村落有力者の権威のあり様こそ、先述したエジプト村落社会における複雑な社会構造・人間関係のあり様と対応し、また感情的でもあり契約的でもあるムハンマド・マンスールの行動パターンを説明するものである。

こうして、ムハンマド・マンスールは、村役人としての立場を利用して情報を独占し、徴兵・徴税など国家業務をてこに不都合な村民を離村させる。また、村落有力者としての権威を盾に手足となる村民を組織し、彼らに偽証と黙認を強いる。そして、必要とあれば、文書偽造など汚ない仕事のために、非村落住民を動員するのを厭わない。さらに、村落内の基盤を確かなものにするために賄賂と姻戚関係によってエフェンディと呼ばれる地方・中央官僚との癒着を深め、こうして、機会を逃さず蓄積した富をハワীগと呼ばれる外国人企業家に投資して、富のさらなる増殖を計るのである。

以上、村落有力者層の権力基盤について分析を試みたが、以下本節を終えるにあたり、この権力基盤と村落有力者層による個別的な土地集積との関連を簡単にみてみよう。もっとも、この点に関しては多言を要しない。というのも、すでに筆者はこれまでの近代エジプト土地制度史研究のなかで、村落有力者層がいかなる権力基盤あるいは法制的背景のもとに個別的な土地集積を行ったかについて、法規定の分析に基づく一つの仮説を提示したが、アブー・スィネ

「タ村報告書、とりわけ第一、第二事例の内容は、この仮説の正しさを完全に実証しているからである。」<sup>(11)</sup>

つまり、一九世紀中葉以降において、村落有力者層は、ムハンマド・アリーによる土地国有制度の破綻、具体的には身分拘束的立法に基づく農民土地繫縛政策の放棄による、一般農民に対する労働力管理という直接支配から土地支配を媒介とした間接支配への移行を背景に、個別的土地集積を行っていったが、上記農民土地繫縛政策とは、従来の村落慣行を再編成した、次の二つの制度を根幹にした政策にほかならなかった。第一は、特定村落を原籍地として耕作者をそこに固定させようとした登録農民固定制度であり、第二は、その徴税機構における対応物であった村落単位での納税連帯責任制度であった。

そのため、農民土地繫縛政策の放棄とは、この二つの制度の廃止を意味したが、具体的には、以下のような法手続きを通して、この廃止がなされた。第一の登録農民固定制度については、何らかの理由で土地耕作・納税義務を放棄し、その管理を他人に委ねざるを得なかった「離村者」の土地に対して、時効取得規定を導入し、この時効期間後、当該地の保有権がその本来の土地保有者である「離村者」から現実の土地占有者へと移転する道を開いたことである。次いで、第二の納税連帯責任制度については、それまで一般農民によって一時的な資金調達手段として広く用いられていた、土地を担保とした一種の質権設定契約（その際、債務弁済までの期間、債権者には当該地の占有と、そこからの利益の享受が認められる）を、近代法的な意味での債権・債務契約としてその適用範囲を限定する一方、租税滞納という公法上の問題を、上記近代法的に解釈された質権設定契約を中心とした当事者間の私的債権・債務関係のなかで、私法上の問題として処理しようとしたことである。

その際、この第二の法手続きが第一の土地保有権移転に関する法手続きとリンクされていた、という事実注目し

なければならぬ。というのも、多くの場合、債務者とは上記土地管理を放棄せざるを得なかつた「離村者」であり、債権者とは「離村者」に代つて土地を現実に占有していた者であつたからである。そして、この二つの法手続きを利用して、債権者、現実の土地占有者として、債務者、「離村者」の土地を個別的に集積していつた階層、それが村落有力者層であつた。

実際、彼らは、次の二つの理由から容易に村落住民の土地を自らの占有下に置くことができた。第一の理由は、當時における村落慣行である。この点に関して、従来の研究は以下の二点について言及している。第一は、村落所屬地の多くの無主地、つまり相続資格者を残さずに死亡した村落住民の土地、離村者あるいは兵役赴任者によつて放置された土地、さらには、村落内で新たに発見された可耕地が村落有力者の権限によつて処分された、ということである。事実、アブー・スィネータ村報告書の第二事例などは、この慣行の存在を考慮する時、いちがいにムハンマド・マンスールの犯罪であると決めつけることはできないだろう。そして村落慣行の第二は、法的には自由な土地処分行為は禁止されていたにも拘らず、現実の村落住民は彼らの保有地を処分していた、ということである。事実、アブー・スィネータ村報告書において、質権設定契約は、一時的な資金調達手段であるばかりでなく、とりわけそれが「離村者」の土地を対象としていた時など、実質的な土地売却契約として機能している。こうして、ムハンマド・マンスールは、村落住民の土地を占有していることに対する合法的根拠として、当該地を担保とした債務供与、そしてそれとほとんど同義であるが、当該地についての税滞納代納を主張するのである。

そして、村落有力者層が村落住民の土地を容易にその占有下に置きえた第二の理由は、彼らが村長あるいは村長老という村役人職を独占していた、という事実である。つまり、村役人職はすでに指摘したような性格から、村落住民



の生活手段を奪うことができるほどの権限を付与されていたが、村落有力者層はこの職権を利用して、村落住民の土地が彼らの占有下に置かれざるをえなくなるような状況をつくりだすことができた。事実、ムハンマド・マンスールは、土地に限らず村落住民の財産を不法に取得しようとしてた際には、徴兵あるいは徴税業務を通じて当該村落住民に圧力をかけ、彼らが離村せざるをえないようにしむけていることは、すでにみた通りである。

ともかく、こうして、アブー・スィネータ村報告書は、先に指摘した二つの法手続きを通して村落住民の土地を個別的に集積していった当時の村落有力者層の姿を垣間見させてくれる。ただし、アブー・スィネータ村報告書が作成されたのは、一八五四年の第二土地法が公布される直前、いまだ近代エジプトにおける最初の土地法である一八四六年の第一土地法が適用されていた時期であった。<sup>(12)</sup>そのため、この時期は、それまでの農民土地繫縛政策が放棄されてから間もない時期にあたり、当該報告書においては、先述した二つの法手続きと土地集積との結びつきも、それ程顕著な形ではあらわれていない。それが顕著となり、村落有力者層による個別的な土地集積が進展するのは、自由主義的経済体制への移行が完了し、土地法制が整備される、続く数十年においてである。

1 上記三機関については、とりあえず以下の文献を参照のこと。Jean Dany, *Sommaire des archives turques du Caire*, pp. 90-104, 123-124, 126-129.

2 筆者は、エジプト国立公文書館で『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』に目を通してある時、それまで抱いていた一九世紀中葉エジプト社会についてのイメージの修正を促すような幾つかの事実遭遇したが、その一つは、当該文書群のなかに、少なからぬ「徴兵免除請願書」を発見したことであった。というのも、そのほとんどが、息子を徴兵に取られたために、生活の手段を失った老いた両親、末亡人からの請願なのである。つまり、筆者はエジプト村落社会の底辺に近いところにいる人々

の声がエジプト中央権力の中枢にまで達していることに驚いたのである。なお、筆者は、近い将来、こうした「徴兵免除請願書」の分析を中心とした、徴兵問題に関する論文の執筆を予定している。

3 拙稿「カフル・シェブラフル村の村方騒動」一一四—一一五頁。

4 アウトローの問題は、別個に取り挙げて論ずべき興味深いテーマであるが、ここではとりあえず以下の文献を参照のこと。  
 'Abd al-'Aziz Sabri, *al-tasharrud fi misr wa 'Ula-i-hu*, Cairo, 1943. また、第一節註5の指摘をも参照のこと。

5 アブー・スィネータ村が首都カイロに近い、ナイルデルタ・下エジプト地方の先進地帯に位置していたことにもよるのであるが、一八四〇年のロンドン四国条約によって開国を余儀なくされ、自由主義的経済体制が本格的に展開される以前の一八三〇年代において、すでにハワীগ階層が村落社会において一定の役割を担っていたという事実は、誠に注目し得る。

6 ムハンマド・アリー時代において、ワッハブ派掃討のためのアラビア半島への出兵（一八一—一八一年）、スーダン征服（一八一—一八二〇年）、ギリシャ独立戦争におけるオスマン帝国支援（一八二四—二六年）、第一次・第二次シリア戦争（一八一—一三三年、三九—四〇年）などを通して、対外的領土拡張政策がとられたことは、周知の通りである。

7 拙稿「近代エジプト農村社会研究のためのノート」『東洋文化』第六三号、一九八三年、二二—二二三頁。

8 L. Binder は、その説得的な議論のなかで、エジプト農村社会において大きな影響力を行使しているのは、一方では、村長、<sup>ウスマダ</sup>村長老になることよって村落行政を担うメンバーをもち、地方では、高等教育を受けた親族のなかから地方・中央政官界と結びついたポストを占める、あるいは高い社会的プレステージを享受している職業につくメンバーを送り出している、血縁集団である、と指摘している。さらに、彼は、村落有力者層の権力基盤に関して、こうした血縁関係と並んで、姻戚関係が重要な役割を果しているであろうことを示唆し、みずから新聞の死亡記事の分析を通してそのフォローに努めたが、はかばかしい結果は得られなかった。Leonard Binder, *In a Moment of Enthusiasm—Political Power and the Second Stratum in*

*Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1978. 拙稿「エジプト農村社会における村落有力者層——Leonard Binder の Second

Stratum 論をめぐって——』『オリエント』第二四卷第二号、一九八二年。

9 エジプト農村社会における親族名称、婚姻形態等々については、現地調査に基づく、以下の興味ある文献がある。大塚和夫「下エジプトの親族集団内婚と社会的カテゴリーをめぐる覚書」『国立民族学博物館研究報告』八卷三号、一九八三年。なお、大塚氏には、エジプト村落社会における親族関係について、私的にも御教授いただいた。ここにお礼を申しあげる。

10 もっとも、第三節事例2において登場する、故アブドゥル・ワッハブ・ムスリムの兄弟イブラーヒーム・バダウィーのよ  
うに、頼りにならない父方のおじ (amm) の例も、アブー・スィネータ村報告書にはみられる。

11 拙稿「エジプトにおける私的土壌所有権の確立」、および「一八六三年公布二勅令にみる一九世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」『地中海論集』一橋大学地中海研究会編、一九八四年所収。

12 この第一土地法の翻訳は以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土壌所有権の確立」一二七—一三三頁。

おわりに

「見られていない時、彼らは盗む。しかし、見られている時、彼らは譲り合う。」(ma-shafu-hum-sh wa humā byas-rigū, lakin shafū-hum wa humā byatahaseyū)

「アワンタ (awantā) : 語源はギリシャ語。アワンタをしかけるとは、人をひっかける、だますということ。」<sup>(1)</sup>

筆者がアブー・スィネータ村報告書を読解・分析する際、常に念頭にあったのは、上記諺とアワンタという人づき合いのテクニクであった。この二つは、筆者のカイロ滞在中、アパートに遊びにきたエジプト人の知人から偶然聞き出したものであったが、この二つ、とりわけアワンタというテクニクの話聞いた時には、異文化理解の困難さ

にほとほとまいっていた筆者に、一条の光がさし込んだように思えた。というのも、このテクニクを成立させている人間関係の基本的パターンは、感情的・閉鎖的でもあり契約的・開放的でもある社会構造をもち、また、血縁・地縁関係に基づく横の結びつきと権力を媒介とした保護・従属関係に基づく縦の結びつきとが区別し難く重なり合う人間関係をもつ、一三〇年以上も前の複雑なアブー・スイネータ村社会を理解するのに資するのみならず、現在のエジプト人、それも我々と生活を共にする大都会カイロのエジプト人の行動パターンをもよく説明すると思われたからである。

上記諺を聞いたのは、カイロ大学の一学生に、アブー・スイネータ村報告書・第三事例における意味不明な文章について質問した時であった。エジプト人にとっても決して読みやすいとはいえない文章を、「よく分からない。なんだこの単語は」等々ツツツいいながら読んでいた彼は、突然大声でこの箇所の意味だけは明白だ、と叫んだ。それは、二〇年もの間知られていなかった遺産の存在が、村落有力者間の対立抗争のなかでひょっこり漏れ出た、という箇所であった。そして彼は、意味が明白な理由を説明しようとして上記諺を持ち出したのであった。その時彼が、この諺を、「ことが露見していない時、彼らは盗む。しかし、ことが露見した時、彼らは(責任を)譲り合う。」と続めかえたことは明らかである。ともかく、この諺のキー・ワード、それは「見る(see)」という単語である。

次いで、アワンタという人づき合いのテクニクを聞いたのは、別のエジプト人の知人に対して、アブー・スイネータ村報告書・第二事例、第四葉七行目の文章の意味を質問した時であった。その文章とは、「彼ら(故人の遺族)は、村内に居住する彼(ムハンマド・マンズール)の兄弟に対して、土地の返還を要求する書簡をしたためたが、この兄弟もまた、その内容に同意せず、彼らを放逐した」というものであり、筆者は、この文章において、なぜそれまで一

度も言及されなかった「彼の兄弟」がここで突然登場するのか、理解できなかったのであった。当初、文法にうるさい日本人研究者の常として、主語をかえてみたり、文章を受身にしたりして、これ理解に努めたのであるが、いっくらにらちがあかない。そこで、エジプト人の知人に、なぜ自分がこの文章を理解できずにいるかを詳しく説明したところ、このエジプト人は、このような文章を理解できない筆者を理解できない。ただぼつりと、「なぜ他の難しい文章について質問せずに、こんな簡単な文章について質問するのか」と述べ、困惑顔である。そうこうしているうちに、両者のすれ違いの理由がはっきりした。つまり、このエジプト人の知人は、彼らの生活のなかで、意識にのぼらせるまでもない程日常的な習慣となつて一つの行動パターンを前提にして、当該文章をみていたのに対し、筆者は、この簡単な文章のなかに、このような行動パターンを読み取るなど思いも及ばなかったのである。そして、この行動パターンこそ、アワンタであった。このアワンタは、抽象的説明を苦手とし、譬えによる具体的説明を好むエジプト人によると、以下のような行動パターンであった。

A、B、Cという三名の人物がいるとする。AはBが自分の所有物を盗んだと確信しているが、その現場を自分の目で確かめたわけではないため、それを訴えることができない。そこで、AはBのところへ行き、君の所にあるこれしかじかの物は自分の物であるから返してくれないか、と頼む。するとBは、確かにそれは自分のもとにあったしかし、その後Cがそれを自分のところから持っていった、と答えたとする。こうなると、AとしてはCのところへ行かざるをえない。そこで、Cのところへ行つて、かくかくしかじかなのでくだんの物を自分に返してくれないか、と頼む。ところが、Cは、この件について何も知らないのだから、当然のことながら、Aをどなりつけて、追っ払う。こうして、つまるところ、Aはくだんの物を取り返す手段を全く失う。というのも、もしAが再びBのもとへ行き、

その返却を要求するならば、AはBを「うそつき」と非難し、辱しめることになるからである。そのような行為はエジプト人にとって恥である。

つまるところ、このアワンタは、責任の所存を曖昧にすることによって、一方では責任逃れともなるが、他方ではお互いの顔を立てることによって当事者間の無用の衝突を回避させもする、一種の処世術であるといえる。ここでも重要な役割を担っているのは、目で「見る」ということである。もし現場で盗みが「見られた」ならば、このようなアワンタは成立しえない。「見られた」にも拘らず、アワンタをしかけるとするならば、しかけた人間こそ恥べき人間である。エジプト人は「目」にかけて約束するではないか。このように、このアワンタというテクニクは、エジプト人社会にあつては、どのような環境下にあれ、人間関係の原理は常に一対一の真剣勝負であることを教えてくれる。しかし、このことは、よく言われるように、エジプト人の人間関係が個人主義的であることを意味するものではない。それとは全く逆に、アワンタというテクニクが我々に示すのは、エジプト人の人間関係が社会構造に完全に嵌め込まれている、という事実である。アワンタが一種の処世術である所以である。

つまり、これまで、「見る」ことがエジプト人の人間関係において重要な役割を果していると繰り返し指摘したが、この「見る」という言葉によって象徴されているのは、当事者同士がお互いを「見つめ合う」ということではなくて、第三者によって「見られる」こと、換言すれば、人間関係における第三者の介入なのである。このことはすでに、先述した諺において示されている。この諺においては、当事者同士がお互いを「見つめ合っている」ことは前提となっている。つまり、彼らは「見て見ぬふり」あるいは「黙認」をしている。従って、彼らが「盗む」ようになるのか「譲り合う」ようになるのかの岐路は、彼らがお互いを「見つめ合っている」か否かではなく、彼ら以外の第三者に「見

られている」か否かである。

同様に、アワンタの場合も、一方の当事者が他方の当事者の行為をその目で「見た」としても、道義的・道徳的レベルでの問題の解決にはなるかもしれないが、両者の衝突の回避、つまり社会的レベルでの問題の解決にはならない。当事者同士の「見た」、「見ない」は所詮水かけ論であり、社会的レベルで問題を解決させるのは、第三者の目によって「見られた」か否かである。このように、アワンタのテクニックが我々に教えるのは、人間関係を円滑に保とうとするならば、問題を二者間関係にとどめず、第三者を介入させることによってそれを社会化しなさい、という処世術なのである。

そして、我々は、この処世術を高度な統治機構にまで高めた事例を、伝統的イスラム裁判制度のなかにみることができるとはならないであろうか。つまり、「証人」の制度である。この制度にあつては、当事者間の問題が第三者の媒介によって社会化された時、その問題は解決されたとみなされるのである。これを要するに、主体、客体、媒体の三者関係のからくりを利用して、架空の第三者をつくりだし、相手の口をふさぐいいのがれ行為がアワンタであり、権威ある第三者を証人として制度的につくりだし、社会問題の調停をはかったのが「証人」制度である、ということになる。

我々は、しばしば、エジプト人、アラブ人のメンタリティーを個人主義的あるいは利己主義的と呼び、それが我々日本人のメンタリティーよりもよほどヨーロッパ人のそれに近いと指摘する。しかし、もしルネ・ジャール、作田啓一が主張するように、<sup>(2)</sup>西欧近代における個人主義的態度を、第三者を媒介としない主体・客体の二者間関係が成立可能であり、理想でもあるとする態度、と定義できるならば、エジプト人の行動パターンほどこの西欧近代的・個人主

義的態度から離れたものはない。また、このような個人主義的態度は「ロマンチックな虚偽」であり、この種の個人主義は近い将来破産する、という指摘が正しいとするならば、西欧人と運命をともにするのは、前記アワンタの世界をもつエジプト人ではなく、アワンタの世界にきりきり舞いさせられる我々日本人であるかもしれない。

1 Ahmad Taymūr, *mu'jam kaymar al-kabir*, Vol. 1, Cairo, 1978, p. 85.

2 ルネ・ジラール『欲望の現象学』法政大学出版局、一九七一年。作田啓一『個人主義の運命—近代小説と社会学—』岩波新書、一九八一年。

















[VI]

1. محمد الدبیبی الخلیفة فی ترک زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا

2. محمد الدبیبی الخلیفة فی ترک زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا

3. محمد الدبیبی الخلیفة فی ترک زبر بعد وفاته مطلقا ولما أم تصاروا على غير المشي سبناه الذي هو كونه في غير المشي سبناه في ترك زبر بعد وفاته مطلقا



دع عليه كبره على من علم ولو نكره راد به ولو نكره لادع في حقها كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه سويته حوزة الغافل بل كلف الله الله صا ولو نكره على  
سختها بوجهه المفضي المذكور والمضطرب كما فعل غيره القيد في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
غير ما ذكره بيانه كما في قوله والمضطرب كما فعل غيره القيد في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
او حالتي في غير ذلك وان القيد هو المضطرب والمضطرب هو قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
يؤيد الغافل على اهل البيت مع ما في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
ارواحنا في حق الله وحق الله والحق الذي لا يدرك بالحواس والحق الذي لا يدرك بالحواس والحق الذي لا يدرك بالحواس والحق الذي لا يدرك بالحواس  
قوله في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
ولو لم يكن على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى  
الحق في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
او لو لم يكن على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى  
ولو لم يكن على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى  
الحق في قوله الا في شيا اذهله على اولادهم ووجهه من ان لم يردوا على اهل البيت باجتهاد او اهل البيت على اهل البيت  
او لو لم يكن على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى وعلمه على الله تعالى

アブリ・スイネータ村醜聞

متحدون ارجع امر حديثه في اذنيه واليه؟ مفضل من البراءة ان لو لم يكن في انما فيه المذكور واخذت من قوله وكل من الخ في المذكور به على  
فان كان الاقرار ولو لم يكن الا في المذكور من هذا المضمون وتوجب انظر بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
او لو لم يكن له وطلوعه كقولها من هذا المضمون في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
خبر صلوا المديرة اليونانية في اذنيه وفيه الامران المذكورين في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
كما في سبب نشوئه في قوله عليه وعلى غيره من اذنيه انما يكون الا في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
واذ في حكمه الهولندي في قوله عليه وعلى غيره من اذنيه انما يكون الا في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
خلف وعنه اصابه وكذا في قوله عليه وعلى غيره من اذنيه انما يكون الا في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
من فوقه في قوله عليه وعلى غيره من اذنيه انما يكون الا في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
نواديه في قوله عليه وعلى غيره من اذنيه انما يكون الا في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه  
والله اعلم بالسرائر والى قوله المضمون في المذكور بالامر بوجه الاقرار المضمون في وجهه كما في قوله من فبعد موته ابراهيم عليه



هو والبرهان في غير ذلك... والبرهان على هذا النحو كما في بحث الحروف المدونة...  
 والبرهان في خلقه... والبرهان في خلقه...  
 والبرهان في خلقه... والبرهان في خلقه...

مصدره وهو الذي على ذلك... والبرهان على هذا النحو كما في بحث الحروف المدونة...  
 والبرهان في خلقه... والبرهان في خلقه...  
 والبرهان في خلقه... والبرهان في خلقه...

4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100

[ K ]

1  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100

